

平成25年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成25年3月13日 午前10時30分			議 長 太 田 重 喜	
	延会	平成25年3月13日 午後5時18分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	
	副市長	中島 庸二	福祉課長	徳永 賢治
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	松尾 保幸	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	堤 一男
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	池田 英信
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	山口 健一郎
	教育部長 教育総務課長兼務		健康福祉課長	杉野 昌生
	会計管理者	三根 清和	茶業振興課長	宮崎 繁利
	総務課長	永江 邦弘	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長	井上 親司	水道課長	田中 昌弘
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	坂本 健二		

平成25年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成25年3月13日（水）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案の訂正
議案第33号 嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例について
- 日程第2 議案第58号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第59号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 議案第60号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第61号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案質疑
- 議案第1号 嬉野市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 議案第2号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業施行条例について
- 議案第3号 嬉野市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について
- 議案第10号 嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
- 議案第11号 嬉野市小規模水道条例について
- 議案第12号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第17号 嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例について
- 議案第18号 嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会条例について
- 議案第19号 嬉野市地域公共交通会議条例について
- 議案第20号 嬉野市男女共同参画推進協議会条例について
- 議案第21号 嬉野市教育委員会評価委員会条例について
- 議案第22号 嬉野市就学支援委員会条例について
- 議案第23号 嬉野市学校給食センター運営委員会条例について
- 議案第24号 嬉野市地域福祉計画策定委員会条例について
- 議案第25号 嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例について
- 議案第26号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例について
- 議案第27号 嬉野市老人ホーム入所判定委員会条例について
- 議案第28号 嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例について
- 議案第29号 嬉野市高齢福祉推進委員会条例について
- 議案第30号 嬉野市障がい者計画策定審議会条例について
- 議案第31号 嬉野市健康づくり推進協議会条例について
- 議案第32号 嬉野市うれしの茶交流館建設推進委員会条例について
- 議案第34号 嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例について
- 議案第35号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 嬉野市青少年問題協議会条例を廃止する条例について
- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について
- 議案第57号 嬉野市教育委員会委員の任命について
- 議案第48号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 平成25年度嬉野市水道事業会計予算
- 議案第40号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第49号 平成25年度嬉野市一般会計予算

午前10時30分 開議

○議長（太田重喜君）

開会前ですが、お手元に配付のとおり、主要事業が1件、議案が3件の訂正があります。

まず、この分の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

失礼いたします。（「議長、ちょっとばかり」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩。

午前10時31分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、再開いたします。総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、議案の訂正について御説明をさせていただきます。

平成25年3月1日に提出をいたしました議案中、別紙がございますけれども、下記のとおり訂正をいたしましたので、議会会議規則第18条第1項の規定によりまして訂正をいたします。

訂正の箇所につきましては、議案第35号、36号、37号の理由の欄でございます。それぞれ別紙のように訂正をお願い申し上げるところでございます。

訂正の理由といたしましては、今回、委員会の報酬につきまして、附属機関等に関する条例の見直しを行ったところでございます。附属機関委員報酬について、地方自治法規定に準じない取り扱いがございましたので、総合的に見直し検証を行い、条例委任による制定とあわせまして、一部改正、廃止を行いました。

今回、訂正の理由といたしましては、「附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、」というふうなことで表現をいたしておりましたけれども、これにつきまして、今回の条例の制定と条例の改正は同じ趣旨のものではないということで、整合性がとれないのではないかとというふうな御意見をいただきましたので、議案第35号、36号、37号につきまして議案の訂正をするものでございます。

大変御迷惑をおかけいたしました。今後このようなことがないように十分注意をいたしまして取り扱いたいと思います。申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

○議長（太田重喜君）

ただいま報告のとおりであります。御了承願いたいと思います。

それでは、皆さんおはようございます。本日は大変お疲れさまでございます。本日から議案質疑に移りますが、25年度の当初予算等を審議する極めて重要な質疑でありますので、慎重審議のほどお願い申し上げます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案の訂正について議題といたします。

本日付をもって、本定例議会提出議案のうち、議案第33号 嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例について、市長から訂正の申し出がありました。

文書はお手元に配付しております。

それでは、議案の訂正について説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

おはようございます。

3月1日提出しておりました議案第33号 嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例につきまして訂正をしたいので、提出するものでございます。

中身といたしましては、委員の任期の定めがございましたので、第4条で委員の任期を定めるものでございます。それによりまして5条以下を繰り下げいたしております。

なお、経過措置の中身でございますけれども、これにつきましては、今現行の要綱に任期の定めがございませんでしたので、整合性がとれておりませんでしたので、文言を一部訂正いたすものでございます。大変御迷惑をおかけいたしましたけれども、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで説明を終わります。

お諮りいたします。議案第33号 嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例についての訂正は、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第33号 嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例についての訂正は、これを許可することに決定いたしました。

本日、市長から、日程第2．議案第58号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから日程第5．議案第61号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）の4件が追加議案として提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第2．議案第58号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから日程第5．議案第61号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）の4件について議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さん、改めましておはようございます。

本日、議案質疑が開始されたわけですが、冒頭から訂正等で大変御迷惑をおかけしました。心からおわび申し上げます。

それでは、ただいま議長の方から御案内いただきましたように、本日、本定例会に追加上程をお願いいたしました4議案について御説明を申し上げます。

今回の追加提案につきましては、国の補正予算による緊急経済対策に対応し、条例の一部改正1件と平成24年度補正予算議案3件の、全部で4件の追加議案をお願いするものでございます。

まず、議案第58号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例については、新たに農業基盤整備促進事業の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第59号から議案第61号までは、平成24年度の一般会計及び農業集落排水特別会計並びに公共下水道事業費特別会計の補正予算に関するものでございます。

初めに、議案第59号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

歳入歳出総額に9億4,957万5,000円を追加し、補正後の予算総額を154億5,221万8,000円とするもので、当初の予算規模に比べて約17.2%の増となります。

補正の内容といたしましては、安全安心都市再生に資する事業関係の橋梁長寿命化対策事業や都市公園整備など社会資本整備総合交付金事業に6億3,839万4,000円、農業基盤整備促進事業など農林関係に1,394万7,000円を計上しております。また、今回追加の社会資本整備総合交付金事業の地方負担分の約8割を国から交付される地域の元気臨時交付金につきましては、嬉野温泉駅周辺整備事業や大野原中学校改修などの小・中学校施設整備事業、消防ポンプ自動車低燃費低公害車購入事業等に2億9,546万9,000円を計上いたしております。さらに、本市におきましても国の緊急経済対策に応じて市内製造業者の新商品、新製品にかかわるものづくり事業への支援といたしまして、うれしの地場産品ものづくり支援事業に100万円を計上いたしております。

続きまして、議案第60号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）及び議案第61号 平成24年度嬉野市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）につきましても、国の緊急経済対策に対応し、所要の補正を行うものでございます。

なお、事業概要につきましては、お手元に配付の主要な事業の説明書のとおりでございますが、今回、補正予算でお願いしております事業につきましては、繰越手続を行い、平成25年度中に事業を行うものでございます。

以上、議案の概要説明を終わりますが、議案の詳細な内容につきましては、担当部長、担当課長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

以上で追加議案の提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（太田重喜君）

次に、細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

それでは、議案について御説明をいたします。

議案書1ページをごらんください。

議案第58号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

理由といたしましては、農業基盤整備促進事業の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるもので、別表に「農業基盤整備促進事業」を加えるものでございます。

次に、別冊になりますが、議案第59号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出それぞれ9億4,957万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億5,221万8,000円とするもので、前年度3月補正後と比較いたしまして、20億963万3,000円、14.9%の増となっております。

今回の補正につきましては、平成25年2月26日に成立いたしました国の平成24年度補正予算（第1号）による補正でございます。

議案書4ページ、5ページをごらんください。

今回の事業につきましては、継続、あるいは繰り越しの事業となっております。

社会資本整備総合交付金事業といたしまして、4ページの社会文化会館建設事業16億5,877万円、それから、5ページの土木費の橋りょう補修整備9,700万円、路面性状調査110万円、総合運動公園施設整備3億4,673万円、都市公園施設整備3,356万4,000円の5事業となる補正予算で、事業費で6億3,839万4,000円となっております。この財源につきましては、国庫補助金が3億457万9,000円で、これを除いた地方負担額が3億2,470万円でございます。これにつきましては起債とするものでございます。この起債につきましては補正予算債ということで、地方負担額の100%まで充当ができます。後年度の交付税措置といたしまして100%の充当となっております。また、この地方負担額3億2,470万円の約8割の2億5,000万円程度が地域の元気臨時交付金として交付される見込みでございます。

5ページ、6ページをごらんください。

5ページの地域元気臨時交付金事業としまして、塩田庁舎改修6,600万円、次世代自動車導入883万円、広川原キャンプ場改修1,470万円、6ページに行きます。6ページの公園改修3,880万円、嬉野温泉駅周辺整備関連事業8,800万円、消防防災車両整備2,207万3,000円、小学校整備1,680万円、五町田小学校水洗化992万円、中学校整備720万円、大野原中学校改修4,000万円、塩田図書館改修1,100万円、体育施設改修2,933万円など、12事業で2億9,546万9,000円となっております。

この財源につきましては、地域の元気臨時交付金が2億5,300万円となっております。残りの4,246万9,000円が一般財源となっております。

このほかに農林関係の国の補正につきましても、5ページの地域農業水利施設ストックマネジメント事業、基幹水利ストックマネジメント事業、農業基盤整備促進事業の3事業で1,394万7,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、議案書26ページをお願いいたします。

議案第60号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,866万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,568万1,000円とするもので、前年度3月補正後と比較いたしまして9,333万8,000円、10.7%の減となっております。

今回の補正につきましては、先ほど申し上げました国の補正予算（第1号）によるものでございます。

29ページをごらんください。

29ページにおきましては、馬場下地区農業集落排水事業費ということで1億6,866万5,000円をお願いしております。

次に、議案書36ページをごらんください。

議案第61号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,864万2,000円とするもので、前年度3月補正後と比較いたしまして9,917万9,000円、38.2%の増となっております。

公共下水道事業費特別会計につきましても、先ほど申し上げました国の補正予算第1号による補正でございます。

39ページをごらんください。

39ページにございます公共下水道事業費といたしまして5,690万円をお願いするものでございます。

以上が追加議案の概要でございますが、事業の詳しい内容につきましては、お手元に配付の資料、主要な事業の説明書、補足資料等で御確認をお願いいたします。

なお、今回の補正予算でお願いいたしております事業につきましては、平成25年度への繰越事業となります。

以上で追加議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

お諮りいたします。議案第58号、59号、60号、61号については委員会付託を省略したいと

思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第58号、59号、60号、61号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第6．議案質疑を行います。

議案第1号 嬉野市新型インフルエンザ等対策本部条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第2号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業施行条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第3号 嬉野市暴力団排除条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第4号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第5号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例ということで、理由として、嬉野温泉公衆浴場施設特別会計の廃止に伴い、条例の一部を改正する必要があるという理由になっております。今回、このような形で改正されることになったその経緯、そしてその理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

12月の議会で、議案第85号で観光協会の公衆浴場の指定管理ということで承認を受けておりますが、その分に関して特別会計で事業を行っておりましたが、その分指定管理になりますので、その分を廃止するというので、今回、この条例を提案申し上げました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

これについては、ずっと前の特別会計のときに債務負担行為で承認を受けた行為、そのこ

とが、その特別会計をずっと引きずっていくということでのこの条例につながってくるというふうに私は理解をしております。そこにおいて、また債務負担行為で言いたいと思うんですけども、なぜこういう形でとられたのか。そして、それは期限としていつまでなのかと、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

指定管理に移行する場合に、指定管理の承認を受けた際に、3年間の指定管理期間ということで承認を得ましたので、その分で指定管理、一応3年間の債務負担を特別会計で行っております。その中で、この条例改正の中にもありますが、年度内の出納閉鎖の際に一般会計のほうに帰属するという事になっておりますので、全て一般会計のほうに動いていくという形だと理解をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

改めて言いますが、また債務負担行為のところでのこのことについては申し上げたいと思います。

私は、このようなことが、これはルールとしてクリアできる、クリアできることと制度としてきちっと定めなければならない、そのこととは別問題というふうに私は思うわけです。ですから、もう答弁要りませんので、そのことを念頭に置きながら、次の債務負担行為のところ改めて質問をしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第8号 嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第9号 嬉野市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

では、第9号について質問したいと思いますが、これは権限移譲、そのあたりについての話なんですけれども、第1条、第2条、第3条というふうに規定がございますけれども、要は、嬉野市が独自に道路構造、管渠を決めていいよというふうな条例になったわけなんですけれども、それでは、嬉野市が今、一般市道の改良、新設、あるいは改築関係をしていく中で、基準とする幅員が何メートルというふうにされているのかという点。

それから、ある市におきましては、歩行者の安全を最低限確保するためにですよ、本来であれば歩道を設置するのがいいんでしょうけれども、そこまで用地の確保ができないとか、いろんな問題があって、片側の路肩部分、この部分を最低1メートル以上とろうというふうに条例で定めたところもあるわけですよ、この権限が変わったことによって。ですから、そういうことは本市において検討された経緯はなかったんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃられるとおり、権限移譲の分の改正でございます。

まず、1点目の道路の幅員ということですが、少なくとも4メートル以上と。というのは、この構造令の中に最低が3メートルというふうなことがございますので、それに両肩にプラスしまして、4メートルというふうなことで嬉野市のほうはっております。4メートル以上ですね。

それから、2点目のことなんですけれども、これは、今回の条例改正につきましては、権限移譲につきましては、どちらかといえば緩和措置というふうな形でとらえられておりますけれども、例えば、停車帯は2メートル50とりなさいとなっておりますけれども、ある市では1.5メートルまで狭めるというふうなことがどちらかといえば多いというふうに聞いておりました、今議員おっしゃられた逆のパターンといいたいまいしょうか、それにつきましては把握もしておりませんし、それから、うちの市内で協議をした経緯ははっきり申し上げてございません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

結局、最低幅員としては4メートル必ずとりなさいと。これは市道の昇格をする際の基準としてありますよね。しかしながら、新たに市道を新築する場合、あるいは改築していく場合の幅員というものも、あくまでもこれは4メートル以上というものにこだわっていらっし

やるのかどうかですね。

なぜ言うのかといえば、民間が開発するとき、4メートル以上というふうな規定になっています。しかしながら、4メートルの場合は、転回場を最低でも20メートルで作りなさいとか、5メートルの場合は40メートルで作りなさいとかというふうな、それは法令であるんですよ。6メートルであれば、そういう転回場関係は要らないと。最低6メートルあれば車は転回できる、離合できるというふうな解釈の中でなっているわけです。民間の開発の中でそういうふうなかなり厳しい条件の中、あるいは法制の中でやっている中で、今回、やはり市のほうで権限移譲という中で、新築、あるいは改築においても、最低そのあたりの民間と同等の基準を持っていかなければ、今課長がおっしゃった4メートルだけの幅員であれば、お金を入れて新築、あるいは改築したときに、結局、離合する場所がないよというふうな話になるわけです。だから、そのあたりも私はこの権限移譲の中でやっぱり民間レベルの規制をかけている、そういう基準も私は必要じゃないのかなと思うわけです。ですから、今回についてはあくまでも道路構造令にのっとった条例ということなんですけれども、私はこういうことも加味しながら、今後この中身を変えていく必要があるんじゃないかなと思います。

2番目に言いました、結局、歩道が確保できない場合のやはり歩行者の安全を確保するため、最低限でも1メートルとか、そういうこともやはり担当課のほうでは今後十分考えていくべきだろうと私は思うわけです。そのあたりは今後の課題として検討していただきたいというふうに要望しておきます。もう回答は要りません。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号 嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、続いて10号について御質問したいと思います。

まず、全体的にまず1回質問して、その後、それが終わり次第、第4条についてまた質問していきたいと思います。

まず、全体的な中で、現在の布設工事監督者というのがどなたなのか。そして、第4条の第1号から第6号までに該当する職員というものがいなければ水道事業ができないわけですので、実際、いらっしゃると思います。この職員さんというのは現在、水道課の中に何人いらっしゃるのか、あるいは現在はもう水道課は離れているけれども、職員の中でこういうふうな第1号から第6号までの分に該当する職員さんが何人いらっしゃるのか、お尋ねを

したいと思えます。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（田中昌弘君）

現在の布設工事監督者は、今現在、水道課の工務グループの再任用職員で監督者をやっ
ていただいております。10年以上の水道工事の実務に従事をされておられ、技術管理者の経験
もあられることから、今現在は再任用職員が布設工事監督者というふうな形になっておりま
す。

それから、第4条の第1号から第6号までに該当する職員ですが、今現在、嬉野市で職員
が3名となっております。そのうち、現在、水道課勤務は2名というふうになっております。
内訳としましては、第4条の第2号に該当する者が1人、第5号に該当する者が2人となっ
ております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今のところ職員さんが3名いらっしゃるということで、しばらくはこの布設工事監督者
というところでは何とかできるんだろーと思えますけれども、そうなると、現在の3名の職員
さんが、言い方を変えれば、水道課に必ずいなければならないというふうになるわけですよ
ね。ですので、今後異動等を行う場合、今までも結局、第1号から第6号までの分について
規定がありますので、これを十分配慮しながら職員の異動等が行われてきたであろうと思
うんですけれども、そのあたりを十分注意されてやってください。

一応それで全体的な質問は終わりたいと思えます。

ここで1回切っていいですか。まず、全体的な質問をここで切っていいですか。

○議長（太田重喜君）

はい。（「次に、第4条のほうに移りたいと思えます」と呼ぶ者あり）神近議員。

○13番（神近勝彦君）

次に、第4条の第1項、そして第2項、第1項の7号の分ですね。「同等以上の技術を有
すると市長が認める者」というものが今度新たに追加がされたと思うんですよね。その市長
が認める者というのはどういう場合なんでしょうか。

また、第2項の中で簡易水道はまた別に定める必要があるのか、この点についてお尋ねを
したいと思えます。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（田中昌弘君）

第4条の第7号の「同等以上の技術を有すると市長が認める者」というふうな形の場合はどういうケースかということですが、今回の地域主権改革に基づきまして、国の権限が地方自治体の条例ということで法令が条例化をするというふうな形で、それにつきましては、法令を参酌した上で地域による自由度というのがある程度認められているというふうなことになっております。そういうことで、今現在、嬉野市には3名の該当者がおるわけですがけれども、年齢が50歳以上というような形になっております。そういうことで、この場合、水道法では上水道の工事に関するというふうな形で実務経験年数がとられてあります。それを今回、環境下水道課、それから、建設・新幹線課の技術担当者を在籍年数に含むというふうな形で、この分に関しては市長が認める場合ということで、学校教育法に基づく卒業で実務経験年数が2年、3年、5年、7年とかというような形で定めがあります。それと、それ以外については10年の実務経験ということで非常に長い期間になっておりますので、これに関しましては、水道課以外の技術担当者の分を在籍年数に含むというふうな形で考えております。県との事前協議の中で、市長が認める者については、その基準等を明記して記載しておれば、法的には違法性はないという回答をいただいております。

次に、2点目の簡易水道について別に定めが必要かというふうなことでございますけれども、今現在、嬉野市水道事業の設置に関する条例においては、水道事業と簡易水道事業を水道事業等というふうな形で今行っております。そういうことで、今現在も嬉野町大字不動山の一部が不動山地区の簡易水道事業の区域であります。簡易水道事業区域があるということで、この分に関しましては、現行の法令で実務経験年数が2分の1というふうな形で定めがありますので、簡易水道区域が存在する限りは、この分を制定する必要があると思われれます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、第7号の分の同等以上の技術ということで御説明をいただいたわけなんですけれども、環境下水道課の中で、結局、農排とか、あるいは公共下水道に携わった職員さんというのは、全然性質は違いますけれども、おおむね管工事の布設工事を行う分については同等だろうというふうに思うんですよ。しかしながら、通常のおっしゃった建設・新幹線課というのはあくまでも管路とは全然違うわけですよ。工法も違いますし、言い方を変えれば、管の接続については建設・新幹線課は全くわからないわけですよ。そういう経験者が結局同等と、同等といいますか、10年以上の経験を有するという項目に当てはまるのは、私は少々無理があるんじゃないかなと。今、水道課長がおっしゃった環境下水道課の管路に携わった方、農排、公共下水に携わった職員というのであれば私はいいだらうと思うんですけれども、そこ

は私は無理があるんじゃないかなという気がいたします。

再度そのあたりの御答弁をお願いしたいのと、簡易水道について、水道のほうでは上水道で布設工事監督者というものを置くわけですよ。そしたら、今回の中で、今、嬉野市では上水道と簡易水道は条例の中では一緒ですよというふうな言い方なんですけれども、監督者というものは上水道の監督者を1名、不動山にあります簡易水道ですよ。簡易水道の工事責任者として1名の2名が必要なのか、あるいは条例の中で、上水と簡易水道は一緒の条文の中に入っているのか、あくまでも1名だけの監督者でいいのか、そのあたりについてもう一回お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（田中昌弘君）

先ほどの市長が認める者の要件につきましては、議員発言のとおり、建設・新幹線課についての管路布設等の工事は恐らくないと思います。ただ、土木工事も含めました技術者としての資格要件で、今回、市長が認める者というふうな要件の在籍年数に含むというふうな形で考えております。それにつきましては、再度精査をしたいとは思っています。

それと、もう1つ、簡易水道にまた別に布設工事監督者が必要かというふうなこととなりますけれども、先ほど申しましたように、嬉野市は水道事業と簡易水道事業をあわせて受け持っております。そういうことで、上水のほうの布設工事監督者のほうが資格が厳しくなっておりますので、1名で簡易水道地区も包括できるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

精査するというふうな御答弁でございますので、再度そのあたりを精査してください。それを結局、規則とかなんとかでうたってしまうと、もし管路等の設置に伴うときに事故があった場合に、本当に管路に携わったことがない人を、あくまでもこの第7号の、結局、市長が認める者ということの中で本当にいいのかという問題が出ると思うんですよ。そういうことも事故等があった場合も考えて、そのあたりの精査を再度していただきたいと思います。

簡易水道について、あくまでも嬉野の条例の中で、間違いなくそれが包括できているということであれば問題ありませんが、再度上位法と照らし合わせて、これが上水と、あるいは簡水と必ず1名ずつということであれば、また1名追加という形になるわけですよ。そいぎ、3名さんの中で、今2名さんしかいないわけですよ。1名、1名というふうな形で監督者となるわけですので、そのあたりもう一回、上位法と照らし合わせて、間違いなく包括ができるかできないのかというのを、それも必ずチェックをしてください。答弁は要りませ

ん。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号 嬉野市小規模水道条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第12号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第13号 嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

13号について、この第3条の5、第1項の第2号、そして第23条の2第6号なんですけれども、この中で「規則で定める措置が講ぜられていること」と書いてありますので、これについては、必ず規則をちゃんと整備していただくよう要請して終わります。答弁要りません。

○議長（太田重喜君）

これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第15号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第17号 嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口政人議員。

○5番（山口政人君）

議長にまずお尋ねをいたします。

議案の第17号から第37号まで私が通告をしておりますけど、内容的に一緒ですので、一括して質問していいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

はい。

○5番（山口政人君）

それと、第35号、第36号、第37号につきましては訂正がありましたので、これは取り下げ

ます。

それでは、議案の第17号から第34号までについてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、確認をいたしたいと思います。

今回の附属機関等の整理統合の見直しに伴うこの条例制定というものについては、3月議会ということもあって本当に大変な事務であったというふうに思いますが、確認ですけど、今回の条例制定以外に見落としはないのか。

それと、第17号から第34号までは地方自治法の第134条の4第3項の附属機関とみなしていいのか。

それから、この例規集の第7章に附属機関のところ、市の職員だけの委員会とか審議会の要綱規則がありますが、これは附属機関ではないというふうに思いますので、ここら辺の整理はどうかされるのか、総務課長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

今お尋ねの件につきましては、附属機関に係る例規整備ということで、これら条例から規則、要綱の全てにおいて、専門も入れながら洗い出しを行ったところでございます。そういった中では、とりあえず、今回、提出をしている分については見落としがないというふうに考えておるところであります。

次に、この提出をした例規の中が全て附属機関であるかどうかということなんですが、確認をいたしております附属機関に属するものというふうに考えております。

それともう1つ、市の職員で構成をするというふうな機関は附属機関ではないというふうなことの御指摘でございますが、当然そうであろうというふうに思います。

まず、この考え方としては、報酬を支払うというのが原則でございまして、それらが市の職員であれば支払われないということになりますので、当然そこには該当しないというふうに考えております。ここの中に、もしそういった例規があるようであれば、今後もう一度洗い直しをしながら、整備を進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口政人議員。

○5番（山口政人君）

それでは、市長のほうにお伺いをしたいというふうに思います。

やはり市の収入というのは、税の徴収にしても、滞納処分にしても、やはり法に基づいた徴収をしているわけですね。一方で、支出の面においても、これも法に基づいて公金の支出

をしていると。そうすることによって市民の行政に対する信頼を得ているというふうに思うわけです。今回の第17号から第34号までの条例を上程されるに当たって、この条例制定をどう認識されているのか、そしてまた、どういう気持ちで上程をされたのか、伺いたいというふうに思います。

3回目の質問というのが余りしたくありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回、多くの条例等について御審議をお願いしているわけでございますけど、これにつきましては、以前の議会でもお話がありましたように、いわゆる地方分権一括法等の施行によりまして、私どもが整備しなければならない条例について、施行の時期等の問題もございまして、ぎりぎりになっているということでございまして、そういう点で、滞りがないように、先ほど担当課長申し上げましたように、専門家を入れて、そして全部チェックをしてきたつもりでございますので、そういうことでございますので、やはり正常な形での法整備を早く進めたいということに取り組んだということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

よかですか。山口政人議員。

○5番（山口政人君）

市長ですよ、今回の条例の制定というのは、やはり地方自治法に基づかなかったから条例を制定したということなんですよ。いわゆる公金の支出に関してちょっと手違いがあったと、今まであってきたというようなことで条例制定が必要であったというふうに思うわけです。そこら辺をどういう気持ちでこの条例を制定されたのか、この条例についてどう認識をされているのかと、今回の条例制定に当たってですよ、そのことを市長としてどういうふうに認識をされているのかということをお伺いします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

このことにつきまして、先ほどお答え申し上げましたように、以前の議会でも報酬等について御指摘をいただいていたわけでございますので、そういう点で、私どもとしてはできるだけ早く整備をしようということで行ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「よかです。あと任せます」と呼ぶ者あり）

これで議案第17号の質疑を終わります。

なお、第18号、第19号、第20号については、同じ山口政人議員のほうからの通告でございますが、本人さんがまとめていいからというふうなことでございましたので、質疑を終わります。

次に、（「私は」と呼ぶ者あり）ああ、ごめんなさい。失礼しました。（「議案第17号」と呼ぶ者あり）

議案第17号について、山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、同じ山口議員のほうで質問をされましたので、ある程度理解はいたしたわけでありましてけれども、何かしら今回のこの条例改正を見ますと、ばたばたして急場しのぎしたような感が見受けられてなりません。要綱を言えば切りがないわけなんですけれども、要綱からそのままそっくり条例改正に持ってきている、規則から持ってきている、そっくりそのままあっている部分もありますし。

だから、それが1つと、そしてもう1つは、今回、全部の条例としてこういう議案として出されていますけれども、ほかに条例としてのやりよう、支出のことにに関してやりようがあったのかどうかということについて検討された経緯があるのかどうか、そのことだけを確認したいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

御提案をいただいたのが昨年の9月議会でのことで、正式には12月にも御質疑をいただいたものですから、期間がなかったと言えれば確かになかったんですが、その場しのぎの提案じゃないかというような御指摘でございますが、担当課としましては、それなりに随分精査をしながら条例を急いだというところで、今回、提出をしたということになります。

あと、支出の分でほかに方法、いわゆるやりようがないのかというふうなことです。今回のこの提案と申しますのは、とりあえず自治法違反（303ページで訂正）と言われるようなことがあるというふうなところで、いわゆる附属機関を今回はチェックしまして、その中からやはり自治法に違反（303ページで訂正）した部分の規則、あるいは要綱あたりをチェックしながら条例化を進めていったというところに力を入れましたので、ほかのやりようとかという部分には今回は調査はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

このことについて、全部の条例改正として出す前に私が言いたいのは、ほかにやりようがなかったのかということについて、専門家等に問い合わせをしながらしなかったんですかということ私を言いたいんですよ。こういうやり方じゃなくして、別な方法もあったはずだと。全然そのことについては考えられなかったんですか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

ほかにやりようというのがどういうふうな方法があるのかというのは、私ちょっと急には思いつきませんけれども、今回、この提案をするに当たりましては、当然行政あたりの専門家にも随分お尋ねをしながら確認をして提案したところでございますし、また、出し方につきましても、提出の方法とかまで助言をいただきまして、今回、提出をいたしております。

以上でございます。（「もういいです」「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

よか。（「はい」と呼ぶ者あり）

暫時休憩。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

答弁の修正をさせていただきたいと思います。

私、先ほど「自治法違反」という表現をいたしましたけれども、この「自治法違反」という言葉を、「自治法に抵触をするのではないか」というようなことに訂正をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。（「いいですよ、私はもう」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

よか。（「はい。6月議会でまた出します」と呼ぶ者あり）

これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会条例について質疑を行い

ます。

質疑の通告がありました。先ほどでいいというふうなことでございましたので、質疑を終わります。

次に、議案第19号 嬉野市地域公共交通会議条例について質疑を行います。

質疑の通告がありました。先ほど、もういいということで、これも質疑を終わります。

次に、議案第20号 嬉野市男女共同参画推進協議会条例について質疑を行います。

質疑の通告がありました。これも先ほどの質問でいいということで、質疑を終わります。

次に、議案第21号 嬉野市教育委員会評価委員会条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

この条例の第3条第2項、ここに「学識経験を有する者」とございますけど、この学識経験者とは、その分野を専門とする大学教授であるという認識、定義が通説でありますけど、「教育に関し学識経験を有する者及び識見を有する者」とは具体的にどういう職業や人物なのか、お尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたします。

第3条の規定の第2項でございますけれども、学識経験を有する者というのは大学教授等というふうに思っております。そして現在は佐賀大学准教授をお願いしております。識見を有する者ということについては、4名ついでいただいております。社会教育関係者、学校教育関係者のOBの方、商工会関係者、PTAOBの方ということでしております。特に商工関係者の方は、嬉野のコミュニティスクール経験者等のOBの方にもなります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

この教育委員会の評価委員会をする者を、教育委員会が、される側が私たちをしてくださいと選定、委嘱するわけですけど、それで公正な評価ができるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

公正な評価ができるのかということですので、実績等に計画と、それから、実績を報告して申しているわけでございますので、そういう点では、議員さん方に毎年9月にお届けいたしておりますように、その報告書でございますので、私は十分これ以上の内容のものはないのではないかというふうに思います。そんなふうに考えています。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 嬉野市就学支援委員会条例について質疑を行います。

質疑の通告が山口政人議員以外ありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第23号 嬉野市学校給食センター運営委員会条例について質疑を行います。

これも山口政人議員以外質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、議案第24号 嬉野市地域福祉計画策定委員会条例について質疑を行います。

質疑の通告が山口政人議員以外ありませんので、これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例について質疑を行います。

質疑の通告が山口政人議員以外ございませんので、質疑を終わります。

次に、議案第26号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例について質疑を行います。

山口政人議員以外に質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第27号 嬉野市老人ホーム入所判定委員会条例について質疑を行います。

質疑の通告が山口政人議員以外ございませんので、質疑を終わります。

次に、議案第28号 嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例について質疑を行います。

山口政人議員以外通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第29号 嬉野市高齢者福祉推進委員会条例について質疑を行います。

山口政人議員以外通告がございませんので、質疑を終わります。

次に、議案第30号 嬉野市障がい者計画策定審議会条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

この条例に関してお尋ねをしたいのは、冒頭からずっとこの条例に関しては質疑があつておりますが、例規を探しても、この条例に関して要綱、規則の定めがないんですが、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、これについては要綱ございません。障害者計画につきましては、平成15年ですか、旧塩田町のときに策定をいただいております。その後、平成18年に合併したわけですが、その際にちょっと引き継ぎがなっていない可能性もあります。そういうことで、ただ、今回、新たにこの計画につきましては平成24年度で予算をお願いいたしまして、今年度に計画の策定をするわけですけれども、この計画というのは10年計画になります。そういう中で、この審議会条例を今後のために制定しておく必要があるということで、今回、上程をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

とすれば、先ほど山口政人議員から質疑がありました。やはり理由として、「附属機関等の整理統合等の見直しに伴い」というのが私は理解できません。その辺の整合性についてお尋ねをします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かにもともになる要綱がなかったということで、整合性では非常に厳しい、御指摘のとおりだと思います。

そういう中で、「附属機関等の整理統合等」ということでここで上げさせていただいたのは、これにも関するということで、「附属機関等の」ということで含めさせていただいておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

通告に書きました、大体こういう要綱あたりをずっと精査すれば、例えば、任期については計画の策定までとかという表記があるわけですが、これが1年とされた理由と、先ほど課長の答弁の中に、これは10年計画だから、1年交代でずっと任期を決めて継続委員さんとか、新しい委員さんとかをされるのか、その点。3問目やったですかね。

それと、先ほど総務課長はチェックをしたが、まず間違いはないというふうに自信を持って言われましたが、こういうところがいっぱいあるわけですよ。その点どういうふうに解釈されているのか、お伺いします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

まず、第1点目についてお答えをしたいと思います。

任期が1年とした理由ということでございます。この条例の第4条におきまして、委員の任期は1年といたしておるところです。この条例というのは、審議会に関する条例でございます。この計画は、先ほど申しましたとおり、10年の計画というふうになります。計画策定をして、10年後にまた再度ということになります。あい中に5年ごとに見直しということがございますけれども、1回委員さんに御就任をいただいて、次の会議というのは5年後、あるいは10年後になるということで、余りにも長期にわたる委員就任ということになります。それと、この審議会の開催というのが計画策定時に開催をするということになりますので、1年限りということで定めさせていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えします。

チェック機能の問題でございますけれども、基本的には担当部署、あるいはここにかかわる条例の所管の課を招集いたしまして、2回ほどの見直し会議を開催したところでございます。そういったところでチェックは十分生かされているというふうに私は思いまして、先ほど自信を持ってということをおっしゃいましたが、そのようにお答えをしたところでございます。その後には法制審議会あたりも開催をしながら、さらにそのチェックを深めていった、内容も深めていったということで、チェックはなされてきたというふうに私は理解をしておりますので、先ほどの答弁をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

先ほどのチェックという意味では、要綱策定自体ができていなかったという点ではおわびを申し上げたいと思います。この条例自体が障害者基本法というものにきちんと規定をされておりまして、市町村が障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないし、策定するときには合議制の機関を設置して、その意見を聞くというふうにありますので、そういう認識がなかったということでおわびをしたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

よかですか。

これで、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 嬉野市健康づくり推進協議会条例について質疑を行います。

山口政人議員以外通告がございませんので、質疑を終わります。

次に、議案第32号 嬉野市うれしの茶交流館建設推進委員会条例について質疑を行います。質疑の通告が山口政人議員以外ございませんので、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例について質疑を行います。質疑の通告がありますが、これは後ほどのときに一度にお願いしたいと思えますけど、いかがでございましょうか。ここでやったがよございますか。副島議員。（発言する者あり）これはもう最後に行いたいと思えます。よろしくお願ひします。

次に、議案第34号 嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口政人議員。

○5番（山口政人君）

34号までは済んだです。35号、36号、37号は取り下げです。

○議長（太田重喜君）

34号。（「34号までは済みました」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）先ほど34号までと言われたもんで、そういうふうには手前に控えておりますけど。（「はい、35号、36号、37号は取り下げますと言いました」と呼ぶ者あり）取り下げですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、35号の質疑を終わります。

議案第36号（発言する者あり）ちょっとそこんたい、どういうふうな発言……。 （「取り下げの申し出があつてということ」と呼ぶ者あり）

議案第35号は、質疑の通告がありますが、取り下げの申し入れがありますので、これを許可し、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありましたが、取り下げの要請がございましたので、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号 嬉野市青少年問題協議会条例を廃止する条例について質疑を行います。質疑の通告がありましたが、取り下げの申し入れがあつておりますので、これを許可し、

これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号 市道路線の認定について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第39号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第48号 嬉野市水道事業……（発言する者あり）（「暫時休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き、議案質疑の議事を続けます。

次に、議案第57号 嬉野市教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第56号 平成25年度嬉野市水道事業会計予算について質疑を行います。

まず、収益的収入について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、収益的支出について質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、議案第56号 平成25年度嬉野市水道事業会計予算についてお尋ねをいたします。

今回、新会計対策業務移行に伴う委託料ということで939万1,000円が計上されておりますけれども、この委託の積算の根拠、また、なぜ委託をなされるのか、お尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（田中昌弘君）

お答えいたします。

新会計対応業務委託ということで939万1,000円を計上いたしておりますが、これは、平成26年度から公営企業の会計システムが変わります。そういうことで25年度に準備をするものでございます。

大きく3つの業務に分かれております。

1点目が、固定資産台帳の財源調査業務委託ということで630万円を予定いたしております。これは、今現在、固定資産の台帳を整理しておりますが、約9,000件の固定資産の台帳がございます。その内容等について、年度別の整理とシステムのデータの作成をするものでございます。固定資産台帳の確認調査、それから、補助金申請等の確認調査、財源の年度別の整理の調査を行うものでございます。それに630万円を予定いたしております。

それと、26年度からの新会計システムに伴いまして、水道事業の財政計画の作成業務の委託を120万円予定いたしております。

それと、もう1点が、新会計基準対応サポート業務ということで、これにつきましては、新会計の移行に伴う研修会等を含めた支援をしていただくものでございます。内容説明とか工程の説明、それから、各改正項目、これが11項目ございます。そういうものの事前準備、それと、研修会、勉強会の実施ということで、サポート業務の委託が189万1,000円を予定いたしております。その3つの合計が939万1,000円というふうになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

今、内訳、積算の内容をお聞きしたわけなんですけれども、この議会の一番当初に、この939万円をおきまして、私も、金額も含めて仰天というか、びっくりしたわけです。

その中でですけれども、初めてのことでありますので、気持ちは十分わかるんですけれども、委託の前に、もちろん水道課に限らずですけれども、まず職員が主体となって制度改革にかかわるべきではないのかということの中で、どうしてもできない分野がありましたら、専門性のこともありますので、これは外部委託ということも考えられるんでしょうけれども、そういったことについての精査はなかったのかを確認いたします。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（田中昌弘君）

お答えをいたします。

当初予算の作成のときに、今現在、水道課が課長以下6名の職員で対応いたしておりますが、超過勤務でこの分の作成をできないかという議論はいたしました。9,000件のものを職員6名で割れば、1人当たり1,500件ほどの件数になります。それを、1件処理する時間が

10分から20分ぐらい、平均して15分ぐらいかかるということを見込んだ場合に、1日に20件ぐらいしかできないだろうと。20件で300分になります。300分になりますと5時間の超勤というふうな形になります。5時からですと22時までというふうな形になります。

それと、もう1点が、水道事業が3月31日で出納閉鎖をしまして、4月、5月が決算時期と重なりました。そういうことで、この固定資産台帳の精査については、6月末ぐらいまで整理をしないと、新会計への移行が9月ぐらいに構築をし、26年度の当初予算から対応するというふうな形になれば、9月までには一定のシステムの構築が必要というようなことがありましたので、4月、5月、6月、職員での対応がなかなか厳しいということで業務委託をするというふうな形で予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

これは、水道課のメンバーだけではなく、嬉野市の職員の中で、そういった専門性の方を短期間についてお手伝いと申しませうか、一つの企業会計ですからそこでは仕切りはあるでしょうけれども、人事異動等々は考えられないものなのかということと、この委託料が、次年度、来年度も続くものなのか、今年度で終わる見込みなのか、その確認をいたします。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（田中昌弘君）

お答えいたします。

この固定資産台帳の調査業務につきましては、今年度のみ事業になります。今年度、固定資産台帳を精査することによって新会計システムに移行するというような形になります。

それと、先ほど財政計画の策定業務の120万円も言いましたけれども、これも25年度のみというような形になります。

それと、他課の職員さんへというふうなことの御質問やっただですが、他課のほうには特段、協議はいたしておりません。水道事業の固定資産台帳ということで、水道課のほうで調整をしたということです。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第40号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

まず、歳入から、歳出補正予算事項別明細書10ページから32ページまで、歳入予算全部に

ついて質疑を行います。

16ページ、13款．使用料及び手数料、1項．使用料、5目．教育使用料、3節．社会教育使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

文化センターについてお尋ねをします。

通告にも書いておりますが、前年同様、当初の約30%以上の減額になってはいますが、まず、その要因についてお尋ねをします。

2点目で、利用の半分以上が減免対象というような説明を受けてはいますが、その減免対象に対しての何か対応策がないのか。

それと、待望のエレベーターが設置されまして利用増が期待をされましたが、その辺、施設の利便性が整備されたにもかかわらず、やはり大体前年同様の30%減となったのがどの辺なのか、3階の活用の状況等も含めて答弁をお願いします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

3点お尋ねでございますので、お答えをしたいと思います。今年度2月の時点までの利用件数は1,102件、そのうち623件は減免されております。主に社会教育団体の使用等の願いが数多くあります。

それから、利用者の半分あたりは減免対象でございますが、市役所、あるいは社会教育団体、学校などの使用が多くなっております。

それから、エレベーターをつけたときでございますが、特に、平成24年度は420件、6,842人が利用しております。昨年よりも700人程度は伸びております。それから、利用件数ですけれども、先ほど申し上げましたように、24年の2月までですけれども、1,102件で人数は1万5,430人となっております。それから、利用団体等につきましては、なぎなた大会の練習、それから、社会体育、3B体操、市役所各所の会議、大会、それから、嬉野中学校が武道場をつくりましたので、そこら辺の剣道部の使用等でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

そこで、これは多分、毎年120万円、ここ何年かは当初から計上されていると思います。今、答弁があったように、やはり1,102件中632件ですから、もう半数以上が減免対象であるとすれば、もう少しこれ、当初の予算の組み方に問題があるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

そういったことを勘案して次の年度には生かしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今答弁をいただきましたが、もう既に25年度は当初の予算が決まっていますので、多分こういうのは状況下でわかっていたんじゃないかな。ぜひとも積算の段階で、やはりもう少し精査をお願いしたいと思っております。

それで、エレベーターについては、人に優しい、そういう推進事業を市長が一番率先をされている事業であると思います。それで、エレベーターをつける前までは、3階の利用についていろいろ議会でも審議がされました。ある面では3階のそういう商業的な使い方ですか、エレベーターがあったら3階までの荷揚げが非常に楽であると。そうすれば、商業的な使い方にも利用できるんじゃないかなと。セミナーの講習とか、そういうのが期待をされているわけですが、先ほど教育長の答弁で、420件6,842人というのは3階の利用者と理解しているわけですか。それと、それに加えて、3階のもう少し利用の方法はないのかですね。PR等も含めてどのようにしていらっしゃるのか、また、どういう考えを持っておられるのか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたしたいと思いますが、420件は3階までかということですが、エレベーターを使うという件数であります。私も何回か行く機会がありまして、お年寄りの方と出くわすこともありますけれども、逆にエレベーターを使ってくださいとお勧めしたときに、いや、健康上、階段を使いますと断られたのが実は何回もあります。健康上、もうせつかくだから階段を上がりますからということで、そういったこともありますので、PRは今後もしていきたいと思いますが、そういうふうにお断わりされる筋もあるものですから、実態としては、そういったことで今後イベントあたりもできたらと思っていますし、学校関係では、例えば、夏休み中に公開授業をする際に、1つの学校は使わないで、ここを、冷房がきいていたものですから、ここで公開授業をして、市内の、あるいは管外にも呼びかけてそういったのにも使ったりいたしておりますので、今後活用についてはPRをしながら考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

要するに、今、教育長が答弁されたのはうれしい悲鳴だと思います。もうエレベーターあるけど、逆にむきになって歩いて上りたいと言われるのは、これはもううれしい悲鳴であって、なければまだ逆に痛烈な批判があると思いますので、それはもううれしい悲鳴だと理解していいかなと思います。

ただ、先ほど来お聞きしていますように、教育関係で減免の使用が非常に多いということで、願わくは、もう少し商売気を出して、文化センターの利用等についても、所管が教育委員会であるとすれば、もう少し商売気を出して何かPRの方法を考えてみたりするとか、それから、嬉野市の公共施設の案内にも、もう少し、あれだけ立派な施設ですからPRをしていただきたいというのはお願いをしたいと思います。

それで、今年度初めてエレベーターがついた中で、2月からの税務関係のあれをされたわけですが、そういったあのおときもお年寄りが非常に2階まで行くのがつらいと。そういうときには言っていただければ係が下に来て事務をちゃんとしますとか、それから、車椅子で来られたときは、そのまま抱えて2階に上るとかというのは、そういうのが解消されたと思いますが、税務課として、エレベーターあたりの利用あたりはいかがでしたでしょうか。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えします。

確定申告の際にはエレベーターは非常に活躍をしていると思っております。確かにお年寄りの方がふえましたので便利になったという感想があります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、17ページ、2目。衛生手数料、1節。清掃手数料について質疑の通告がありますので、発言を許可します。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

ここの清掃手数料の中に、ごみ処理の袋販売と、それから、臨時収集とありますので、それぞれ質問をしたいと思いますが、議長、許可をお願いします。

○議長（太田重喜君）

はい。

○10番（副島孝裕君）

それでは、ごみ処理のほうからお尋ねをします。

これは、当初予算において、前年比を大きく増額をされました。約900万円程度増額されたにもかかわらず今回300万円という多額の減額になったわけですが、その辺の要因についてお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

ごみ袋販売の件ですけど、21年度に10月に値上げはしております。そのときに買い占めがありまして、そこで影響がかかってきております。それで、21年度と22年度の販売枚数が大きく変動しております。それで、23年度の当初予算を組むときに予想がつきにくく、大体、おおむねこのくらいだろうという感じで上げておりましたけど、24年度から事業系のごみの排出方法を守るため、一応、事業系のごみ袋も販売しております。その他事業系の単価が、今、大で100円、家庭系は40円ですけど、その販売枚数がふえると思って計上しておりましたけど、思ったより伸びなかったということでございます。一応そういうことでございます。それで、広域のごみ処理センターの負担金も前のとき減額をしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

事業系が始まって、当初積算するときにはその辺も見越して増額をされたというような答弁でした。あれは、家庭用の小ができたのはいつでしたか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

家庭用の小ですか。（「はい、小さかをつくらんやったですかね、家庭用の」と呼ぶ者あり）ずっとありました。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

ちょっとこれ、歳出にも関連するとですけど、先ほど言われた事業系の見込みというのが大きく違ったというのが、例えば事業系あたりの伸びなかった理由についてお尋ねをします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

事業系のごみが、一応、昨年の夏ぐらいから販売してはいましたが、完全に指導の徹底ができなかったというところが一つの要因と思われます。それで、家庭系で出されておっとは一応、指導したりはしてはいましたが、なかなかそこまではすぐには浸透できなかったと思っております。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

そういうことも踏まえて、ぜひとも新年度は十分配慮をお願いしたいと思います。

次に、臨時収集についてですけれども、多分、当初の説明では、塩田地区が新しく開始されるということで24万6,000円の増額の予算になったと思います。この辺で、にもかかわらず、結局最終的な18万円減額になったという要因について、お尋ねをします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今、副島議員がおっしゃいましたように、塩田地区が今年度からということでは以前から行ってはありました。それで、先ほども答弁しましたように、ちょっと近年、ごみの増加傾向にありましたが、近ごろごみが安定した地域——言い方がいけませんけど、少なくなったということで減額をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

勉強不足ですけど、臨時収集の業務についてお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

臨時収集の業務として、今、月、火、水曜日が資源ごみですから、木、金ですかね。それで、午前中は収集に回っております。その時間を利用して1日に2件か3件程度、その日に業務とあわせて時間があるときに回っているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それは時間があるときに決められた地区以外を回ってもらえるということですか。それで、その方法については、何かこう、市役所に連絡をすれば来ていただくとか、そういうことですか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、朝方連絡を入れてもらって、その日、収集が多ければ断りをしております。普通、大体朝方8時半程度に電話連絡入れてもろうて、収集業者さんに、きょういいですかという感じで連絡をとって、オーケーですよとなれば、昼から、1時ごろから回っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。いいですね。（「はい、もう3問済みました」と呼ぶ者あり）

次に、28ページ、18款．繰入金、2項．特別会計繰入金、3目．嬉野温泉公衆浴場施設特別会計繰入金、1節．嬉野温泉公衆浴場施設特別会計繰入金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

これは出のほうとも絡むんですけれども、なぜ特別会計の繰入金という項目になったのかということなんですよ。出のほうでも絡むんですけれども、要は、収入で上がってきたということは、一般会計繰入金の分の減で対応するのが本筋ではないかなと思うわけですよ。1,500万円程度の一般会計の繰入金が入っていますので、収入が入るということはそっこの分の減額と。ですので、ここの帳簿上の特別会計繰入金というふうな形の計上じゃなくて、一般会計の繰入金の減額というのが本当ではないかなと思ってお尋ねをします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

24年度までは特別会計ございましたし、第5号で御審議をいただいておりますように、特別会計の廃止ということで上げさせていただいております。その中で、うちのほうで12月の決算見込みということで精査をいたしました。その中で、利用者の数が、今2月までははっきりしているんですが、1月で1万3,000人の利用者、昨年比でいきますと27.8%ふえております。それとあと、2月の分でいきますと、9,040人で14.9%ほど伸びております。12月

の決算見込みでやっておりましたので、その分大きく変動していただろうと予測されるということで、繰越金としては24年度分は上げられませんので、今回、繰出金ということで、プラス・マイナス・ゼロというふうに決算をしなくてははいけませんので、そういう形で繰出金という形でさせていただきました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

私はそのあたりがよく理解できないんですよ。要は、事業としては、3月31日までの運営というのがあくまでも公設ですよ。4月1日からあくまでも指定管理ということで、そこまで、3月31日までは必ず経費関係はかかってくるわけですよ。今の予算の中で最終的な決算を行った場合は、最終的に、5月の出納閉鎖のときに、その残金があれば、そのあたりの処分が発生すると。そうなったときには私はここに計上されている特別会計の繰入金というふうな項目でも、そのときには私は差し支えないのかなと思うんですよ。でも、まだ3月のこの補正の段階においては、あくまでも収入が伸びたという一つの大きな要因が来てきているわけですので、今回の300万円というふうな繰入金は、あくまでも原資は入場料ということで考えたときに、やっぱり一般会計の減額というのが筋ではないのかなと思うんですが、そのあたりは会計の考え方の違いだと思いますが、今後こういうふうな特別会計を廃止してどうのこうのという事例が今後もあるかもしれませんので、そのあたりをもう一回、課内とか、あるいは財政課あたりと御協議いただいて、どちらのほう为本当の処理の仕方がいいのかというのをちゃんと精査をしていただきたいという要望だけしておきます。答弁は要りません。

○議長（太田重喜君）

これで、歳入歳出補正予算事項別明細書10ページから31ページまで、歳入予算全部についての質疑を終わります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出について質疑を行います。

歳出33ページから70ページまで質疑を行います。

まず、43ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、13節、委託料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、13節、委託料についてお尋ねをいたします。

障がい児保育事業についてであります。当初予算では、重度、中度、軽度、各1名充ての計上でありました。結果的には大きく減額になったわけですが、その辺の経緯についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

お尋ねが障がい児保育事業ということでございます。

この障がい児保育事業につきましては、あらかじめ障害児の子どもたちが入ってきた場合にその対応をするためのものですけれども、重度、中度、軽度、この3人分の予算をお願いをしておいて、4月以降こういう児童があった場合に加配をするものです。24年度におきましては、実績といたしまして、中度の子どもさんが1人ということで、重度、軽度の分が不要になったということで、ここで減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

その内訳は、中度が月に10万1,600円ですか、この方の分があったということですね。とすれば、重度が月に15万2,500円、軽度が5万800円ということですが、これは、減額の額に積算した場合に合いますか。合計でこのような計算でいいわけですか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

重度が15万2,200円、それから、軽度が5万800円になります。これを12カ月していただきますと一致をするかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

財源内訳を見たときに、これは一般財源じゃないかなと思っています。とすれば、これは嬉野の独自の事業なのか、それとも、これは上から定められたところで必ず設置しなければならないような事業なのか。中身を見ていたら、重度といえはかなり厳しい障害児というふうに解釈します。中度でもかなり厳しい障害児ではないかなと思っています。軽度の場合はありませんけど。その辺で、中度がおられたというところで、必ず計上しなければ事業なのか、その辺お尋ねをしたいと思っています。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

必ず設置をしなければならないかという御質問ですけれども、以前はこの3段階に分かれていたものが、たしか2段階ですね、それを前、文教委員会の中で、今おっしゃったように、対応がかなり厳しいので、障害の程度によってもう少し考えてあげたほうがよくないかということがありまして今のような金額にいたしました。それは、もう何年ぐらいになりますかね、3年ぐらい前になるかと思いますが。

以上です。（「必ず設置しなければいけない事業なのか」と呼ぶ者あり）そうです。

（「それから、一般財源」と呼ぶ者あり）最初は多分、財源のあったと思うんですけども、今はもう一般財源でやっております。（「ほかの市町にあるのか」と呼ぶ者あり）あります。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、46ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、8目、環境衛生費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

もういっちょ、6目の児童手当費。

○議長（太田重喜君）

あ、それは失礼しました。6目、児童手当費、20節、扶助費について質疑の通告がありますので、発言を許可します。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

この件に関して、児童手当ですね、これ、子ども手当から児童手当に期中で変わったと思います。その点、減額補正の要因と、それから、このそもそもの対象者数、それから申請者、それから、結局最後まで未申請者というのはどれくらいあったのか。それから、この件に関しては、児童手当寄附金というのが入りのほうにあります。もしこれが、寄附者がおられたら、その対象者と寄附の総額についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

減額補正の要因はということでございます。

この児童手当につきましては、もう議員も御承知のとおり、昨年、子どもの名称がいろいろ変わる事となったわけで、この児童手当に変わったのが平成24年3月30日の法律改正、それから、4月1日から施行をされたわけですが、嬉野市の予算については従来の子ども手

当ということで当初予算をお願いしておりました関係で、4月6日ですか、専決処分をお願いいたしまして予算科目の変更を行っております。この際、特例給付についても精査をすべきであって、このときに減額をされるべきでありましたが、もう急遽なことで予算科目の変更のみに終わっております。そういうことで、今回、精算という形で、ここで補正予算を計上させていただいております。

それから、対象者と申請者、それと、未申請者の数ということでございます。

一般児童が3,480人、施設入所32人、特例給付対象者88名でございます。合計で3,600名となります。それから、未申請者については1名の方がいらっしゃいます。

その次が寄附ということでございますけれども、嬉野市における寄附者はゼロでございます。当然、寄附があった場合は、厚生労働省通知によりまして寄附に係る事務の取り扱いに基づいて処理をするようになります。

以上、お答えいたします。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、未申請者が1名ということですが、理由がわかりますか。もう私は受けないと言われたのか、それとも、わからずじまいだったのか、この辺の未申請者というのが1名というのは。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この1名については、ちょっと理由申し上げづらいんですが、（「申し上げづらいんやったらいいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

以上、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、46ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費、8目．環境衛生費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

今回の補正で、いろいろ財源内訳補正というのが結構項目がありまして、私も所管で何問かありましたので聞いたら、なかなか所管ではわからないとか、ちゃんとした納得のいく回答は得られませんでした。それで、今回は所管外の、ほとんど財源内訳補正については尋ねていますので、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

財源内訳補正の説明ということですが、46ページの国庫支出金のマイナスの132万円と一般財源の132万円の財源内訳ですが、補正予算書の収入の19ページになりますけど、上から4行目に合併浄化槽設置事業の3分の1の△の13万2,000円がございます。その国庫補助金の減に伴いまして一般財源の増になっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それはどうした理由ですか。その辺を聞いたかとですけど。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

すみません、国庫の今まで毎年、定額で入ってきよったわけですよ。それで、5年間ですね、そのうち毎年同じ金額で入ってきよって、本年度が調整という感じで減額になっております。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、47ページ、2項、清掃費、2目、塵芥処理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

これも同じような内容の質問にしたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

46ページの財源内訳ですけど、塵芥処理費になっております。清掃手数料の、ページは17ページでございますけど、ごみ袋の減が300万円、臨時収集のマイナスが18万円になっております。そして、31ページになりますけど、西部広域の入が655万9,000円増額になって、プラス・マイナスして一般財源がマイナスの337万9,000円と、その他の財源が377万9,000円のプラス・マイナス・ゼロでなっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

プラスは31ページ、雑入ですね。雑入の西武広域環境組合の負担金の戻しというふうに理解して、そのプラス・マイナスがその他の収入でプラス——はい、わかりました。

○議長（太田重喜君）

3目。し尿処理費、13節。委託料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

し尿処理費の委託料、し尿運搬業務なんですけれども、今回30万4,000円増額ということです。理由については、昨年同様、簡易トイレの利用者がふえているのではないだろうかというふうな予想だとは思いますが、担当課のほうにお願いをしたい項目としまして、市内の簡易トイレを今使っている世帯数というものを調査していただいて、これを何年かしていただいて、簡易トイレの増額の推移というのが、し尿運搬業務のほうに来ていますので、この増額の根拠というところをつかんでいただきたいと思いますので、そのあたりの調査をお願いしておきます。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

し尿運搬業務の増額ということですが、今、神近議員がおっしゃいましたように、一応調査をしたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次に、49ページ、第6款。農林水産業費、1項。農業費、4目。茶業振興費、19節。負担金、補助及び交付金について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

この補助金ですけれども、さかの強い園芸農業確立対策事業ですけど、大きく減額になった要因、それと、説明書で防霜施設整備事業が大きく減額されています。その中に、面積1.6ヘクタールの対象に、これは変更なかったのか。多分これ、当初の計画では4.5ヘクタールと書いてありましたが、当初の計画が1.6ヘクタールと、今回、補正の説明にはなっていますので、その辺についてお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

お答えいたします。

冒頭、恐縮なんですけれども、ちょっと訂正がありまして、平成24年度3月補正予算、主要な事業の説明書の13ページでございます。防霜施設のその他参考となる事項の部分で、防霜用施設の当初の総額事業費の2,940万円の次の事業量、先ほど言われました1.6ヘクタールを4.5ヘクタールに訂正方をお願いします。申しわけございませんでした。

それでは、先ほどの大きく減額になった要因と、防霜施設整備事業が大きく減額されていた面積1.6ヘクタールの最初に変更がなかったかという部分のお尋ねなんですけれども、さかの強い園芸農業確立対策事業費の1,183万6,000円の減額の補正でございますが、当初予算に4,215万3,000円を計上しておりましたけれども、事業の確定によりまして、補助金の1,183万6,000円の減額を行ったところでございます。

減額の主な理由でございますが、防霜施設整備事業の事業減によりまして、1,134万円の減額でございます。ここの最初は1.6ヘクタールの事業分には変更はありませんでしたけれども、当初予算に、当初の計画に4.5ヘクタール分、先ほど訂正しましたけれども、4.5ヘクタール分を、大体昨年が、23年度が4ヘクタールということでもございましたので、実績等勘案しまして、4.5ヘクタールで計画しておりましたけれども、最終の実施が1.6ヘクタールになったためでございます。したがって、計画見込みで言えば、実施者が少なかったためでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

要因は、単なる4.5ヘクタールが1.6ヘクタールに少なくなったというふうに理解していい、しかも、今回の補正の説明書は間違いであったということですね。そういう答弁でした。それで、4.5ヘクタールから1.6ヘクタールに少なくなった、そういうのは何事業者なのか、その辺をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

大体、通年では400ヘクタールぐらいの事業では推移していたんですけれども、前に、8月ごろに県のヒアリングを受けまして翌年度に事業実施になるわけなんですけれども、一応そういったことで400ヘクタールぐらいの部分で推移しておりましたので、実際、そこで補足していた部分が1.6ヘクタール部分でございましたので、2.9ヘクタール分は、もし、申し込み

がその後あった部分について、そういった防霜施設整備事業の振興を図る意味でちょっと枠をとっていただいた分はございまして、今回、最終的には1.6ヘクタールになったところがございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

じゃ、当初は4.5ヘクタール、一応、要望が枠はとっていたと。こういうのは前もって要望をとって、そういう面積を決めるというわけじゃないわけですかというのが1点。

それから、もうこれ3問目ですから、防霜施設の長寿命化対策事業というのが、当初2.4ヘクタールから1.9ヘクタールに減少になっています。面積が少なくなって当然減額になっていますが、その辺の理由もお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

防霜施設は大体7月ぐらいまでに申し込みをしていただくようにしておりますけれども、その後また8月に地区説明会をいたしております。それで、防霜施設と、いわゆるさの強い園芸農業確立対策事業につきましても、枠がありますからということで御説明しておりますけれども、結果的には、申し込みが現状のまま1.6ヘクタールの現状でとどまった部分でございます。

あと長寿命化対策につきましても実施をしたところ、最終的に計画よりもちょっと下回った部分でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、51ページ、2項、林業費、1目、林業総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

これも先ほどと同様、財源内訳補正の説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

お尋ねの林業総務費2万1,000円の全額の財源の内訳でございますが、予算書17ページの歳入で、1節、林業手数料の鳥獣飼養許可、これはメジロでございますが、当初1件当たり

3,400円、10件を見込んでおりましたけれども、実績で4件申請がございまして、2万1,000円を減額したためでございます。そのため、特定財源のその他から一般財源のほうに財源を振りかえしております。

それと、5目の広川原キャンプ場費54万円の財源の内訳でございますが、これは、予算書16ページの歳入で、2節．林業使用料の広川原キャンプ場費でございますが、当初、キャンプ場利用料金で350万円の収入を見込んでおりましたけれども、実績で296万1,145円となりまして、予算書でいきますと、54万円の減額をしているためでございます。そのための財源振りかえとなっております。

ちなみに、24年度の利用実績を申しますと、宿泊、休憩込みの合計で333団体で利用者数が2,786名、前年度比で申しますと、64団体の増で283人の増となっております。

以上でございます。（「はい、結構です。わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、4目．造林費、19節．負担金、補助及び交付金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

資料をいただきましたので、結構です。

○議長（太田重喜君）

次に、2項．林業費、4目．広川原キャンプ場費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

先ほど一緒に答えていただきました。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、52ページ、第7款．商工費、1項．商工費、4目．観光費、13．委託料について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

取り下げます。

○議長（太田重喜君）

5目．観光施設費、需用費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

需用費についてお尋ねをします。

燃料費について、109万4,000円の減額になっています。これは、合同委員会の説明では当

初の見積もりが課題であったと担当からの報告でした。これが当初の積算と今回の減額について、当初の積算等をどのようにされて今回の減額の要因になったのか、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

まず、24年度当初ですね、積算をする際に、湯宿広場が4月にオープンをしております。その中で足湯の濾過機の燃料費として灯油を上げておりますが、その分の積算根拠としましては、設計事務所とかそういうところに聞いて積算をやったんですが、その分が大きく費用がかからなくなったということで減額をさせていただいております。2.5倍の量になったのは、湯宿広場の新設に伴うものでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

ということは、湯宿広場のみの燃料費であったというふうに理解をしいいわけですね。それで、光熱水費ですけれども、これが59万8,000円減額になっています。これが23年度では223万9,000円と24年度の当初が298万5,000円、74万6,000円の増額をしたものの最終的には59万8,000円の減額になったわけですが、この辺の要因についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

光熱水費については、今回ちょっと調べておりませんので、後で御報告を申し上げたいと思います。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それで、当初予算との見積もりが過大過ぎたということですけど、その要因としてどういふのが上げられるのか。例えば利用客減なのか、それに伴う使用料が少なくて済んだからこういうふうになったのか。その辺の理由について。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

先ほども申し述べましたように、設計事務所に機械で1年間の燃料費をお尋ねしております、どの程度燃料費がかかるのかということで。あそこが24時間営業ですので、365日24時間あの濾過機は動きっ放しでございます。その中の積算ということで今回270万円ほど上げておりましたが、それが結局安くて済んだと。大きく季節によって変動はするんですね。夏場は暑いのでそんなに燃料費もかからないですし、冬場だと冷えるので大きく燃料費がかかると。そういうところから減額という形になったと思います。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。

次に、歳出56ページ、8款、土木費、4項、都市計画費、5目、公園費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

これも先ほどと同様、財源内訳補正の説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、ものといえますか、委託料及び工事費のほうなんですけれども、総合運動公園の全天候型多目的運動広場の管理の委託料に係るものと、それから、もう1つが、轟の滝公園に今回トイレをつくっております。当初予算のスタート時点では、委託料等につきましては合併特例債が使えない、それから、轟の滝公園につきましては大規模な公園じゃないからというふうなことで、合併特例債がちょっと難しいんじゃないかというふうなことでございましたけれども、今回、県のほう等と問い合わせしましたところ、特例債を入れていいというふうなことでございましたので、管理の分の210万円の95%、それから、轟の滝公園の工事費190万円、すみません、委託料及び工事費の1,240万円の補助残50%ございますので、その分の95%を、合併特例債を充当したというふうなことでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、これは、合併特例債による一般財源との組み替えということで理解していいわけですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、結構です。

○議長（太田重喜君）

次に、歳出60ページ、第10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、15節、工事請負費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

この件に関して、五町田小学校の改修事業でちょっと私も気になっていることがあります。実は9月の補正で多分これ、放課後児童健全育成事業のための教室の改造費ということで上がってきたと思います。多分もうこれは済んでいると思いますが、この事業と今回の補正による五町田小学校の改修事業とダブるといようなことがないのか。

それと、もう1つ気がかりなのが、この五町田小学校の建設年度、それから経過年数についてお尋ねをしたい。

それから、それに関連するとですけれども、今回の改修事業ですけれども、2番目で聞いておりますその辺の経過年数、お答えになってからでも結構ですけれども、これが、老朽化した校舎への二重投資になりはしないかというのが非常に気がかりですけれども、その辺をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたしたいと思います。

3点あったと思いますけれども、9月補正の放課後児童健全育成事業とダブリはしないかということでございますが、3月の補正予算主要事項の説明書の16ページ、事業内容を見ていただきますと、今回お願いしている分はその事業内容に上げている部分でございます。したがって、9月の内容の部分とは、例えば健全育成のほうでされるものは、エアコンの設備とか出入り口の鍵とか、机、CD棚、毛布、洗濯機、パソコン等の部品等を含む部分でございます。教室内の内部仕上げ等については一切していないというところです。

それから、2点目の五町田小学校の小学校の建設年度ですが、昭和51年の建設で37年経過をいたしております。

さらに、3点目は、老朽化についての部分でございますが、現在ここ数年ずっと見てみますと、壁あたりが非常に割れておりまして、塩田、久間小学校あたりもきれいになりました。そういった格差の部分もあります。それと同時に、学校の鉄筋コンクリートの建造建築建物は、対価償却耐用年数では47年とされておりまして、経過年数や診断の結果から、やはり今回の改修を行うことで今後10年から20年は十分活用できるというふうなことでございますので、そういったことからすれば、二重投資にはならないんじゃないかというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

何せ公共施設の大型事業というのがこれからどんどん計画をされておりまして、そういう意味では、塩田中学校にあれだけの投資をされている関係で、その辺は我々も理解はできます。

それと、一般質問で、ずっと市長、教育長が答弁をされてきました。平成27年度全市の教育を考える会あたりを立ち上げて、それで協議をしてもらうということですがけれども、その辺、教育長は、今は10年から20年は活用できると言われました。例えば、10年ぐらいしかもたないとなったときの今回の投資というのが果たしてどうなのかなというのは、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

たびたび答弁をしておりますけれども、嬉野市の教育を考える会ということをして27年度ぐらいには立ち上げて、嬉野全般の教育スパンについて検討をしてみたいというふうに思っているところがございますので、その中でどういうふうになっていくのか、どういう答申をいただくのか、そういったことを見きわめた部分で考えていかなくちやいけないのではないかとこのように思っております。

それから、もう1つは、もし一本化というお話になっていくという方向になれば、個々の活用については、やはり地域コミュニティが進んでおりますので、そういった部分での活用であったり、いわゆる有効活用あたりを含めた形で検討していく必要があるのではないかと思いますので、いわゆる学校に合わせた形での統合後の部分も有効活用という、組織の中も必要ではないかなということをおっしゃっているところがございます。

以上です。（「あとはもう一般質問になりそうですので、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、63ページ、5項。保健体育費、5目。学校給食費、11節。需用費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

燃料費の需用費80万円なんですけど、燃料代の高騰だというふうなことでございますが、塩田のほうは補正はなくて嬉野のみの燃料費の高騰ということはあるのか。嬉野のみの80万円という、この説明をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたします。

実は、A重油の価格高騰が1リットル5円ほど上がっております。したがって、89円やったのが94円に上がっているという部分が1つあります。

それから、2点目の塩田はないのかということでございますけれども、塩田でも実はあっているわけでございますけれども、塩田内の給食センターのほうでは、いわゆる水道料が下がってきた関係で、したがって、水道料のほうから補填をさせていただいているという部分があるわけです。塩田では、大体72万円ぐらいは上がってきております。そういう関係でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

大体納得はいたしました。

ここで、要するに私も比率を見たんですね。比率が全て正しいとは思いませんが、要するに、塩田と嬉野の重油代の、いわゆる燃料費の比率というのが132%から152%、光熱水費のほうは110%ということで一概には言われないかもわかりませんが、いわゆる使う量として余りにも数字がおかしいなと思ったんですが、要するに、光熱水費が塩田のほうでは要らなかったの、それを燃料代に回したということですね。（「回す予定と」と呼ぶ者あり）予定ということで理解していいわけですね。はい、わかりました。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

11節、需用費について質疑の通告がありますので、これを許可します。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今、田中議員の質問、または答弁の中で、リットル当たり5円上がったということなんですよね。ということは、80万円を5円で割って、これを単純に12カ月、本当は10カ月でいいのかなと思ったんですけれども、とりあえず12カ月で割った場合でも1万3,000リットルなんですよね。だけんが、月これだけのやはり重油をたくさんですかね。これを10カ月で計算した場合は、1万6,000リットルというふうになるんですよね。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思いますけれども、5円の値上がりで年間5万4,500リットルぐらいをたいしております。したがって、A重油の使用料が前年より6,100リットルふえたことになるようです。そういったことでございます。そして、その部分と、あと古くなっている関

係でボイラーの修理が若干、嬉野のほうに出てきております。そういったものも若干入っております。

それから、今回、例年よりも気温が低くなった時期が、特に11月、12月、1月——2月は平年のようにございますけれども。そういったことで、いわゆる蒸気を出すために、気温が下がっているためにたくさんいたというところでもありますね。そういったところで値上がりをして多く使っているという部分があります。

それから、機械そのものとしては嬉野のほうが少し傷みが、ボイラーとしては質が、傷みが非常に激しいというふうなところもあるようでございます。

以上のような理由だということで給食センターのほうから伺っているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

寒かったという理由もあるんでしょうけれども、何か釈然としない燃料費の増額なんですよね。また、ボイラーの修理もあったということなんですけれども、それでは、この80万円の中でボイラーの修理というのがどれぐらいであったのか。その金額によって、この燃料費という項目ではないと思うんですよね。修繕料だろうというふうなところも出てくるんですけれども、この80万円の燃料費の中に、そしたら、修理代は幾らだったのか。そして、復唱になりますけれども、今までの、もう何年となくなりますよね。そういう中で、これだけ多く重油をたいたという年度があったのか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

そのボイラーの修理代（333ページで訂正）については、細かくは持ち合わせておりませんので、後だって報告をしたいと思います。（「課長、わかりませんか。トータルで幾らだったのか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ちょっと先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思いますが、修理代じゃなくて、いわゆるボイラーが老朽化しているので、A重油をたくさんたいたと。（「なら、修理やないわけですね」と呼ぶ者あり）はい。ということで、A重油やないと燃えていかないというんでしょうか、そういうことからたくさん使ってきているということだそうですね。でございますので、修理代は入っておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、所管の文教厚生常任委員会の中では、80万円の中に修理代があったというふうな説明があったということだったんですね。今金額は、こちらのほうでどれくらいあったんですかということで今お尋ねしたところが、ちょっとそれは値段出ていないというふうな。所管の中でも修理代があったというふうなことで御答弁があって、今のところは修理代はないと。あくまでも燃料代だということであれば、若干答弁に整合性がないというか、そのあたりが整理ができておりませんので、もし、80万円の中に修理代が含まれているのであれば、その比率によっては、修繕費という項目で上げるのがやはり正当であろうと思いますので、もう一回中身を見ていただいて、今後もし、修理代のウエートがある程度あるというならば、今後やはり計上の仕方としては、光熱費の、結局燃料代とか、あるいは修繕料というふうにちゃんと分けられた補正を組んでいただけるように要請をして私の質問は終わっておきます。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

神近議員が言われておりますように、文教の中で私もメモをとっているんですが、ボイラーの修理があったということを言われております。そういうところで、今御指摘のようなところでございますので、もう一回精査をしてお答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。

これで、議案第40号の質疑を終わらせていただきます。

議案質疑の途中でございますが、ここで14時30分まで休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほどの給食センターの燃料費の80万円でございますけれども、分校での話の中でボイラーの修理という話が出てきておりましたが、その表現が、私も修理と、ここにはメモをとっていたんですが、いわゆる老朽化しているために故障を起こすので、修理をすると高くかかるからA重油を使ったという説明であったということでございますので、文教厚生委員さんにも先ほどちょっと確認をいたしております。

それで、80万円の積算については、後だって正確にお届けをしたいと思います。連絡をしておりましたけれども、ちょっと所長が席を外しておりますので、後だって報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

議案第49号 平成25年度嬉野市一般会計予算について質問を行います。

まず、議案書1ページから10ページ、第4表 地方債までについて質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次質問を許可いたします。

1ページ、一時借入金について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

1ページ、第4表、第4条の一時借入金の分ですけれども、今回、こういう10億円という一借の最高限度額になったのが初めてじゃないかなと思うんですけれども、今回、去年の5億円から10億円という、5億円もの上積みをされた、その理由だけをお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

今回、5億円の増額を行っております。これにつきましては、今回25年度は大型事業がたくさん予算の中に計上しているところでございます。大型事業を行いますと、やはり国庫補助とか起債とかをやって行うわけなんですけれども、歳入と歳出の時期的なずれがどうしても発生してまいります。国庫補助金とか起債は年度末に入ってまいりますし、事業費につきましては前金払いとか中間払いとか、いろんな形で資金の歳計現金が必要になりますので、今回、予算の増額を行っております。また、従来は基金の繰りかえ運用という形で行ってございましたけれども、今回は基金もかなりの額を繰り出している関係上、繰りかえ運用も当然行いますけれども、やはり一借という形で対処せざるを得ないという形で、5億円の増額を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

その理由は、今お聞きをして理解をするんですけども、この一借というのが非常にくせ者で、ややもすれば一借が10億円まであるということで、イージーな形になりやすい。そして、今までの財政破綻したいろんな都市等の現況を見ても、この一借の借入額がどうしようもなくなって、破綻しているというふうなところの都市も見受けられるわけなんですね。やはりこの一借については、よりシビアな形でしていかなきゃならないというふうなことで、今回この5億円の増額になったときには、私も一瞬びっくりをしたわけなんです。

それはそれとして、今回一借をされて、5億円上げて10億円になったということについては、やっぱりこの一借については年度内返済ということが原則ですので、そこら辺の返済する一つのめどというもの、当てを持ってこのような形をされたというふうに私は認識をするわけなんですけれども、そこら辺のところについては、どのようなお考えですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

当然、年度内の一借でございますので、お返ししなければならないという形が発生してまいります。それで、どうしても起債とか国庫補助金の歳入見込みが見込める額でしか借り入れはできないというふうに考えております。10億円限度額を上げたからといって、10億円丸々借りる計画は、こちらのほうでは想定はいたしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。これ、そういう意味では質問になるんですけども、もう完全に5億円から10億円とか、こういう桁で上げていかなきゃならなかったんですかね。例えば、金額的に7億円とか8億円とかいう数字というもの、そこら辺の数字は見込めなかったんですか。それだけちょっとお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

確かに2億円とか3億円の、毎回年度を見ながら、事業等を見ながら上げていく方法もございましたし、今回は同じ類団と申しますか、同じ予算規模でこのくらいの事業をされてい

るところが、どのくらいの一借を計上されているかというのも参考にいたしまして、10億円という形で持っていったところでございます。まだ事業が縮小して、一借等の必要がなくなれば、また減額を考えてもいいかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、8ページ、債務負担行為について。山口政人議員。

○5番（山口政人君）

8ページの債務負担行為なんですけど、土地の先行取得ということで、土地開発公社に対する債務負担行為が上がっております。温泉駅周辺整備というようなことであります。この土地開発公社が土地を購入するということは、土地が値上がりするのを見込んでのことなのか、それともほかにどういったメリットがあるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

まず、私のほうから答えるべきなのかわかりませんが、土地開発公社を所管する課としてお答えしたいと思います。不足する部分につきましては、建設・新幹線課長のほうから補足があれば説明いただきたいと思います。

まず、内容につきましては、（仮称）新幹線の嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業計画地内の土地につきまして、今後、嬉野市が必要とする土地の先行取得を、嬉野市土地開発公社へ依頼——嬉野市としては依頼いたしましたので、嬉野市土地開発公社がこの土地を先行取得に要する資金の融資を受けるために、債務保証を行うということでございます。

先行取得の理由につきましては、基本的に国等の補助を利用しての購入が可能な用地につきましては、この国等の補助を活用したいという考えであります。しかし、補助での用地取得となれば、さまざまな要件がございますので、現時点では、補助による用地取得はできないということでございます。そのために事前に土地開発公社で用地取得をまず行っていただくということで、将来、社会資本整備総合計画の交付金対象事業として、用地取得費も対象事業とできるようになったときに、嬉野市が土地開発公社から用地を買い戻しますということで、先行取得しておく必要があるということで、今回の債務負担行為となったところでございます。

私のほうからは、以上で説明とさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

事業をする担当課として、御質問の土地の先行取得はする必要があるのかというふうなことでございますので、説明申し上げたいというふうに思います。

駅前の区画整理につきましては、今、嬉野で行って来ました今までの区画整理とは若干中身と異なりますか、性格、性質が若干違っております。というのは、今までの区画整理でございましたら、いわゆる公共減歩をとって道路等々をつくるわけですけれども、この区画整理につきましては、例えば駅周辺の駐車場とか、あるいはその他の施設の単独で買収せざるを得ない用地が、結構広い用地が必要となってきておりますので、まず、その用地の買収費と。それから2番目に、地形的にちょうど国道から2メートル程度低いでしょうが。低いので、どうしても後の利用を考えた場合は、国道並みぐらいに盛り土をする必要があるというふうなことで、その盛り土につきましても、新幹線のトンネルの泥とか、そういったのを利用しますので、事前に客土を獲得する必要があるというふうなことです。

それから3点目に、仮換地指定というのをを行いますけれども、その時点では、もう既に底地番の所有者の整理をしておく必要があるということの理由でございます。

それからもう1点、例えばAさんがばらばら持っていた時点で、その年度で買っていけば、後年度に買った分については税金の控除は受けられないというふうなことで先行ということもでございます。いずれにいたしましても、そういう理由で先行取得をしますけれども、先ほど企画企業誘致課長が申しますように、後で後年度に予算がついた時点で、公社から嬉野市へ買い戻しができるというふうなことで、今回お願いするものでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口政人議員。

○5番（山口政人君）

わかりました。この土地開発公社が土地を先行取得するということになれば、やはり一般会計では予算措置がないというようなことで、非常に不透明な、我々にとっては不透明な部分が出てくるというふうに思うわけですよ。市が買い取るときには一般会計の予算措置ができるということになりますので、そのときにいろんな指摘がないようにしていただきたいというふうに思います。答弁は要りません。

○議長（太田重喜君）

いいですね、終わりますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

土地開発公社については、まだ私少し疑問に思う点があるわけなんですけれども、今の説明でとりあえずは納得をしておきたいと思います。

その次に、ここのところに、先ほど第5条のところでも申しましたけれども、この債務負

担行為の中に指定管理者シーボルトの湯の分が載っていない。そのことに対する理由、そして、何ゆえ今回あのような第5条で出されて、ここに載せられなかったのかということ、まず、お尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

この指定管理者、嬉野温泉の公衆浴場の指定管理につきましては、平成24年度から27年度の期間を設定して債務負担行為を起こしたわけなんですけれども、これにつきましては特別会計のほうで債務負担行為を起こしているところでございます。12月の補正予算でお願いした部分でございます。つきましては、平成25年度に、この温泉公衆浴場の特別会計を廃止するという形になったわけなんですけれども、この特別会計の廃止後の債務につきましては、当然嬉野市が引き継ぐわけなんですけれども、その分で今回新たに起こしはせずに、一番最後のところについております債務負担行為の24から27の部分に掲げているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、課長が最後におっしゃった、第5条は第5条として条例改正で出ているわけなんですけれども、ここの第2表では債務負担行為が載ってなくて、最後の調書のところではきちんと載っている、私はそのことに対する疑問を思いながら、そして、あくまでも前回の債務負担行為については、特別会計による債務負担行為ということで議会の承認を得ているというふうに私は理解をするんですよ。今回については、一般会計による債務負担行為という形になる。だから、そこで、それがそれでいいのかなと。もう1つは、あわせて今回第5条をそのままとするなら、私は当然3月31日までの期間だというふうに認識をし、そして、4月1日からについては、当然一般会計に伴うものだから、そこに債務負担行為として計上してしかるべきではないかというふうなことを考えたわけなんです。今回の場合については、当然これでクリアはするけれども、本来の制度上の考え方からすると、いささか私は邪道じゃないかなと。恐らく専門家等に聞いても、今回この件でクリアはできるということで回答をもらったと私も聞いております。ただ、クリアできることと、きちんとしなければならない制度上のこと、それとは別問題じゃないかなという気がして、これは質問しているわけなんですよ。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

この指定管理者制度につきましては、先ほども申しましたように、24年から27年度までの期間設定をしております。つきましては、24年度に指定管理者を選定いたしまして、基本協定を現在結んでいるところなわけです。特別会計が当然廃止という形の条例を持ってきておりますので、その債務につきましては一般会計で受けざるを得ないという形になってまいります。これを期間を短くするとか、そういうことはちょっと難しい部分もございますし、基本協定を破棄という形になってくるんじゃないかというふうに思われる部分がございますので、25年度から新たに起こすということになれば、再度指定管理者を募集して選定するという形になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

逆に、先ほど山口議員が申されました特別会計の中で残すという中で債務負担行為を起しておりますので、特別会計の条文につきましては、地方自治法の209条の中に、特別の特定の収入をもって特定の歳出を行うという部分がございます。それで、特定の収入というのは一般会計からの繰り入れという形も考えられますので、特別会計の中で債務負担行為を残して、特別会計で持っていく指摘の部分もございますけれども、今回はもう特別会計も廃止した形で、今回は新たに債務負担行為は起こしていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これも調べておったんですけれども、なかなかこういう例というのがないんですね、過去、実例として。だから、前の案件等を探しても、そういうあれが載っていないから、もう余計私もわからなくなっただけなんですけれども、それゆえにこそ、私は今回もうきちっとした形でしたほうがいいというふうなことがあって、このようなことをお尋ねしたわけなんです。今もう説明を聞いても、ますますわからなくなりましたので、もういいです。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○17番（山口 要君）

1つちょっと、今回の条例改正でもそうなんですけれども、これも含めて、クリアできることと、何回も申しますように、制度的にきっちりしなきゃならないということの、そこら辺のすみ分け、考え方というのを、今後においてしておいていただきたいということだけを要望しておきます。とりあえずこの場を乗り切る、例えば条例改正でも、何々等とかいう形で一くりにされている。だから、この場乗り切りじゃなくして、今後のことに向けてきつ

ちりと制度上のことをすみ分けながら提出をしていただきたいということだけを要望して、終わります。

○議長（太田重喜君）

次に、嬉野市予算に関する説明書、42ページ及び44ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

これで歳入歳出予算事項別明細書の総括についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書45ページから50ページまで、第1款．市税について質疑を行います。

1項．市民税、2目．法人、2節．滞納繰越分について質疑の通告がありますので、発言の許可をいたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては後で担当課とじっくりお聞きをし、議論をしたいと思っておりますので、取り下げます。

○議長（太田重喜君）

次に、2項．固定資産税、1目．固定資産税、1節．現年課税分について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

この分については、通告書にも書いておりますけど、まず、今年度の固定資産税が147万6,000円ふえているということですね。これは非常にいいことでございます。その原因について、どういうふうにして、どういうことでふえたのか。それから、第七、第八区内の増収かと思っておりますけど、それ等を含めてお知らせください。

それから、口座振り込みの件数とか、手数料とかいろいろありますけど、その件数。口座振り込みの件数が今どのくらいとか、手数料が幾らとか。それから、収納嘱託員が何名おられるのか、その方の勤務時間ですね、それから、勤務の状況、それだけ第1回目をお願いします。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えいたします。

固定資産税の増加の要因について、税務課のほうからは説明させていただきます。

増加の要因につきましても、家屋などの新築などによるものでございます。およその税額の見込みを申し上げますと、土地で、前年度と比較しまして747万9,000円の減です。家屋につきましても、逆に1,363万7,000円の増額になります。償却資産につきましても468万2,000円の減になりまして、合計で増額の147万6,000円ということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

この税収というのは、行政を持っていく非常に大事な資産、お金ですから、このことについて、いつも嬉野市は新聞紙上ではたたかれて、収納最下位でしょうとか書いてありますが、今度の場合、こういうふうにして来年もふえていくように、皆さんも頑張っていたきたいと思います。調定額に対して94%の予定をされておりますけど、昨年あたりの決算を見ても、まだほど遠い収納率になっておりますけど、そういう点ですね。それから、先ほど聞きましたけど、嘱託職員さんが、その件については、果たして嘱託職員の賃金と収納との兼ね合いというんですかね、例えば何回行ってもお金をもらえんと。しかし、嘱託職員さんには賃金を払わねばらんと。それでは無駄なお金になってしまいますから、そういうふうな点についての指導とか、あるいは職員間で税務課全部、税の徴収体制についてロールプレイングあたりはされているのか、そこまでちょっとお願いします。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

お答えをいたします。

まず、口座振り込みの件数のお尋ねですけれども、嬉野市の場合、固定資産税の件数というのではなくて、集合徴収、つまり住民税、固定資産税、国民健康保険税でお願いをしております関係で、2月までの徴収、収入額ですね、約18億円ほどあります。その中で口座収納になっているのは9億8,000万円ほど、約53%ほど口座振り込みの件数をいただいております。件数につきましては、集合の件数で5万9,413件の口座振替の件数です。

それで、収納嘱託員さんの勤務状況ということで御質問がっておりますけれども、確かに何回行っても収納をいただけないという方もいらっしゃいますけれども、基本額月額9万円、それから、収納した額の4.5%というのは変わりございません。

それから、ロールプレイングという形でおっしゃられていますけど、基本的には収納課といたしましては、納期内に納めていただけない方に関しては督促状、それ以降は滞納整理、つまり差し押さえ等の処分になってきますけど、一気にそこまでいかなくて、まずもって財産調査をさせていただき、それ以降、差し押さえということになってこようかと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

集金といえば、誰でも同じこと、お金をもらうときは笑顔ですけど、いざお金をやる段階になれば、人間、妙なもんですね、なかなか渋るもんですよ。特に税金といえば、そういうことがあると思います。ですから、収納嘱託員さんのことについても、鹿島市でもちょっと聞きましたけど、非常に優秀な女性がおられまして、その方が来られたら、必ず金をやらんばいかんというごたる、そういうふうな環境ですね。いわゆる笑顔を出すとか、非常にプロですね。ただ税金の集金に来ましたと言ったら、仮にやろうと思っておっても、鍵をぐじゃってつめる人もおるかもわからんですよ。ですから、そういうふうなお金を取る人は、特に税務課の方は本当にこのことについては神経を使ってもらって、ことしも94%を取るという覚悟ならば、昨年のごと72.5%に終わらんように、しっかり税金対策をしてもらいたかと。それについて改めて聞きますけど、税務課に、この議会が済んでから、いわゆるロールプレイングを執行しますか。これは大きなかなめですよ。いかがですか、課長。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

ロールプレイングといいましても、とにかく督促、年10回督促を出して、それから財産調査を行います。ですから、とりたてて職員の意識は収納率100%を目指しておりますから、今までの体制でいこうかと思っております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

簡単に1つだけお尋ねします。

1つ、今回、家屋軽減額が増額しております。その理由と、そしてもう1つは、今まで、やっぱり今お金が足りないわけですので、増改築しているところが結構あるわけなんですね。そこら辺の把握というのは、きっちりしておられるかどうかということだけお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

新築家屋の軽減額の増額の要因について御説明いたします。

まず、これは1月2日から11月ぐらいまでの新築の家屋については、ある程度の把握ができますので、実績を積み上げて計算をしております。前年の実績から3年経過して、軽減が外れるところがございますので、それをマイナスして、また、新たにふえているところを足し込んで計算をするということになります。それで、24年と比較した場合について95万2,188

円が増額をしているということになります。

増改築の部分の把握なんですけれども、面積の増の部分については、確かに登記とか、航空写真を撮ったりして確認ができますので、いきますけれども、内部的な改造については若干難しいところがあるのかもわかりません。集落排水で改造されるとか、そういうところはある程度の把握ができますけれども、実際問題としては、そこで増額ができるかという、結構難しい部分がございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、3項．軽自動車税、1目．軽自動車税、1節．現年課税分について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう簡単にいきます。とりあえず原付自転車が今回大幅に、前年と比較して台数が約130台ぐらいですか、少なくなっている。その要因がおわかりであれば、それだけをお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えします。

これは50ccのバイクが減少傾向にありまして、ことしの3月1日現在の登録を見ても、1,300台ぐらいになっておりまして、当然台数の分が減っておりますので、今年度の予算からちょっと減らしたという状況でございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

4項．市町村たばこ税、1目．市町村たばこ税、現年課税分について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

まず、通告で15%増になった理由ということで書いていますけれども、まず、ちょっと教えていただきたいのが、49ページの方でたばこ税の方ですね、旧3級品以外が369万1,000本掛けるの4,618円、多分これ間違いだと思っんですけど、4.618の間違いですよ。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

1,000本当たりの税率が4,618円というふうになっております。（「1,000本当たり、4.618

じゃないですか、1本当たり、それは。この計算でいけば」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

1,000本当たりの金額が4,618円というふうに、1,000本当たりの、だから、「だから、4,618になるんでしょう」「1本当たりが」「1,000本当たり」「そいけん、間違うとると言いよつとですよ」と呼ぶ者あり）1,000本の単位というのが、3,691千本というパッケージというふうに考えていただいて、それ掛けるの1,000本当たりが4,618円だから、この金額というふうに。（「ちょっととめてくださいね。さっきの1間に入れないで」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後3時4分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、まず、15%増額の理由ということなんですけれども、当然この4月の段階から5月の段階で単価が上がっている分が当然増額になってくると思うんですよね。それともう1点は、旧3級品が昨年から比べたら相当ふえているという、ここらあたりの理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えいたします。

昨年の6月に税条例の改正をいたしまして、本年4月から、県のたばこ税から市のたばこ税に税源移譲があるという改正を行いました。それに基づきまして増額をするということになります。

旧3級品の本数の関係ですけれども、24年度の本数そのものがちょっと少な過ぎたというふうに思っております。たばこの嗜好が、高いたばこから安いたばこのほうにシフトしておりまして、本数的にふえている状況がございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。次に聞きたかった分まで。そしたら、安いほうに移っているということで、全体的な本数は、そしたらふえている。傾向として、今、禁煙される方が相当ふえているので、今後の推移として、ここらあたりの減額というか、減額要因になってくるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の今後の見通しはどのようなふうな形で思っているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えします。

旧3級品については減っていくだろうというふうに見込んでおります。本年につきましても95.3%ぐらいの本数になるのかなと思っております。旧3級品につきましては、先ほど言いましたように、まだシフトしている段階でありますので、横ばいかなというふうを考えております。

以上です。（「はい、わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう簡単に。このうちで——これは余り聞かないほうがいいかな。後で担当課に聞きに行きます。いいです。

○議長（太田重喜君）

いいですか。次に、5項、入湯税、1目、入湯税、1節、現年課税分について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

まず、入湯税について、税務課の方がどのようなふうな意識でお持ちなのか、ちょっとそれを、まず1回目に返答してください。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

入湯税についての税務課の対応について御説明をいたします。

入湯税は申告税でございますので、特別徴収義務者からの申告に基づき納付をしていただくということになります。毎月の申告義務が特別徴収義務者にありますので、それがない場合につきましては、税務課のほうで督促を行います。

それから、7月から11月までの期間に申告が正しく行われているかどうか、特別徴収義務者のほうに出向いて、証拠書類などの検査を行っております。平成24年度につきましては11件の調査を行いました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

私は素人ですが、このことについては原則として必ず消費税は同じと、普通、店から買ったら、今は5%消費税は真っすぐ引かれるでしょうが。あれと同じ性格のものであって、旅館は、恐らくそういうふうな店は、必ずそのお金はもらっておられると思うわけです。それに持ってきて、一昨年も22万円余りがいわゆる未収になっているということは、入湯税に対する旅館の方、あるいはその店の方に対する税務課の教育というんですか、指導というんですか、それがなっとらんじゃないかなと。ですから、もう少し強固に。ある意味では、これは悪く言えば、詐欺または横領と言われても仕方なかなと思いますよ。それは、そういうふうに思わんですか、課長。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

先ほど申しあげましたように、特別徴収義務者からの申告ということになりますので、正確な申告がなされているかどうかにつきましては、検査に行つて確認をしてくるということがございますので、私どもは正確に申告がなされているので、納付につきましては若干おくられている方もおられますけれども、預かり税でございますので、議員指摘のとおり、全額納付というのが当然なんでしょうけれども、いろんな事情がありまして、入ってきていないところだろうと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

申告があれば、数、いわゆる数字がわかるですね。わかったら、後で入らんやったら、なぜかなと。そういうふうな督促、これは本当にもう督促まで税務課長が、わざわざ高い給料をもらう人が、そういうところまでする仕事じゃないと思いますよ。これは常識ですよ。ですから、旅館組合とか観光協会あたりはもっとしっかり教育をして、このわずか250円、あるいは50円の入湯税を払わんような旅館は、旅館のむしろ考え方は、私はちょっと経営的にも非常に、何というんですか、本当、能力の部分がないと。私はやっぱりお客様が神様だと

言うならば、入湯税ぐらいは足してでもやるぐらいあらにやいかんと思うんですよ。課長、今の私の話をよく聞いて、さっきも申しましたけれども、繰り返しますけれども、税務課が一番大変だと思います、お金を取る場所ですから。しかし、鹿島の方が言われたように、ロールプレイングって御存じでしょう。ロールプレイングをして、そして、毎朝毎朝して、その気持ちになってすれば、お客さんがお金を持ってこられますよ、逆に。そういうふうな税務課になってください。よろしくお願いします。よかったら返事してください。（「議長、議事運営について」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ちょっと暫時休憩してもらっていいですか。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

この入湯税については、全体的な金額で見たときには、前年同額程度ですけれども、そこで宿泊については、前年度ベースが37万人から今回35万6,000人ということで、1万4,000人の減、そして、休憩については前回9万人から今回12万5,000人ということで、大幅な増になっている。ここら辺の基礎的要因というんですか、何をベースにして、このような数字を計上されたのかということをお示しいただきたいと思います。

もう1つは、先ほど平野議員のそれに関連するかもしれませんが、徴収率が、もう嬉野町議会時代に私お尋ねした経緯もあるんですけども、98%という数字、これが入湯税について、それでいいのかなど。当然これについては、とりあえずは100%としておいて、結果的にその数字を求めるものではないかなという気がいたすんですけども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えいたします。

まず、宿泊者数の減でございますけれども、平成22年度以降につきましては40万人を割り

込みまして、年々減ってきております。23年度については38万人ぐらいまで回復をいたしましたけれども、今年度も36万5,000人ぐらいに減少しております。震災後は客足が戻るんじゃないかというふうに考えておりましたけれども、どうもそういうふうにはいっていないような気がいたします。それで、宿泊については今回若干減らしております。逆に日帰り客につきましては、20年度には9万人程度に落ち込みました。それ以降、23年度から徐々に伸び始めまして、23年度は11万7,000人まで回復をしております。今年度についても伸びているという状況がございましたので、若干ふやささせていただきました。

それと、徴収率の問題ですけれども、平成20年度、21年度までにつきましては、予算上100%で計上をしておりました。20年度に徴収率が94.31%に落ちまして、21年度についても100%を割り込んだということで、22年度以降98%という数字を使わせていただいていると思います。今年度につきましても、100%が当然ということなのかもわかりませんが、どうもそういうふうにはいかないんじゃないかということで、予算上は考え方として98%でいいということで、こういう積算をさせていただきました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

その考え方の違いだというふうには思うんですけども、この入湯税の性格からして、数字的にはそういうことが出てくるかもしれないけれども、とりあえず徴収率というのは100%という数字で計上しておくのが、それが正当な形ではないだろうかなという気がいたしますけど、再度。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

お答えします。

今、税務課長のほうからも申し上げましたけれども、確かに昨今、景気のごあいといいますか、集合徴収につきましても先ほど来、低迷といいますか、よくない数字が出てきておりますけれども、過去5年間を見ましても、100%になったのが18、19、22というふうに、半々であります。それとあわせまして、先ほど来、23年度につきましては、確かに繰り越しましたけれども、今年度、平成23年度分につきましては全て収納をいただいております。このようにして、100%というのはあくまでも努力目標ではありますけれども、ぜひこの数字を使わせていただきたいということで計上いたしております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、予算書57ページ、第7款、自動車取得税交付金について質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

ちょっと私、調べ損なって、頭の中で理解をよくしていないんですけども、この自動車取得税はいつの分をベースにして、これ来るんですかね。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

これは前年度とといいますか、その年の分の六十何%かな、県の自動車取得税の分の66.5%が市町村に交付されるというふうになっていると思います。その年の分だというふうに思いますが。（「その年の分というのは」と呼ぶ者あり）24年度に取得された分が24年度に来ると。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。

次に、予算書60ページ、第10款、地方交付税について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず、この地方交付税について、前年比で減額されたその理由を、まず、お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

国のほうの地方財政計画の中でも、地方交付税につきましては前年度比3,921億円の減額が示されております。それで、うちのほうの24年度の実績で42億2,892万7,000円の普通交付税が交付されております。やはり、これに率で地財計画の2.2%の減を引きますと、約41億円程度の普通交付税の見込みしか立てられないという状況で、今回減額の計上をお願いしているところでございます。詳細については、また後ほど。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

交付税が今回41億円、前年が42億6,000万円、普通交付税だけを見ましたときね。その前

が41億5,000万円ということで推移をしていますけれども、昨年度については9月補正でも減額がされておりますよね。担当としては、今の推移の中でこのような交付税の計上をせざるを得ないというのわかりますし、そして、もう1つは、逆に言えば、これもっと大きく減額の数字が出てくるのではないかなという1つの今の状況を見ますと、考えられるところなんです。市長、このような交付税の状況を見て、どのようにお考えになりますかね。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

毎年、市長会でも要望活動をいたしますし、私どもも直接国会議員さんあたりにもお話をするわけがございますけれども、全体の国の財政の中で、やはり将来的な見通しということについては、なかなかつきにくいということもあるんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、我々としては、交付税の増額といいますか、獲得に向けて努力をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。じゃ、あと臨財と合併特例債の分で、この続きをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

これで第10款、地方交付税について質疑を終わります。

次に、予算書64ページから67ページまで、第13款、使用料及び手数料について質疑を行います。

1項、使用料、総務使用料、総務管理使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それは後で担当課のほうにもう一度確認をします。取り下げます。

○議長（太田重喜君）

次に、1項、使用料、3目、農林水産業使用料、1節、農業使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

私はこの節の中で、リフレッシュ農園の分でお伺いしたいと思います。

リフレッシュ農園の農業使用料、昨年から比べたら、金額は小さいんですけども、昨年在12万円、今回は5万7,000円と減額されておりますけど、この減額の理由についてお伺い

したいと思えます。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、リフレッシュ農園につきましては、昨年度と比較しまして、約6万3,000円の減額となっております。今現在、平成24年度の利用数につきましては、30区画中17区画が利用されておりまして、そのうち5区画が減免の対象者でございまして、実績といたしまして、1区画4,800円でございますので、12区画で5万7,600円、この分を予算計上させていただいております。

ただ、この3月に、新たに2名の方から借用の申請が出ておりますので、若干ふえるかなという見込みはございますけれども。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

需用費のほうで少し金額が上がってはいるんですけども、昨年ですね、私、産業建設委員会のときの委員会の指摘の中で、このリフレッシュ農園に関しては整備をきちっとした上で、もっとPRして利用者をふやしていくべきだというような提言——提言というか、委員会報告をさせていただいたんですけども、そこら辺について、今回の予算に、もっと利用者をふやしていこうというふうなことに取り組むというのをされるのかなと思っていたんですが、逆に減額で、この農業費が上がってきていたものですから、そこら辺については、そういう前向きにリフレッシュ農園に対して、もっとPRしたりとか、利用者をふやしていくとか、そういう方向性というのは考えていらっしゃるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

支出項目の中に、消耗品費かで計上しておりますけれども、看板の設置を、現在あるのがちょっと老朽化、それと、見えにくい位置にあるという御指摘がございましたので、新たに2面——県道側と農道側というんですかね——のほうに、2面にわたって看板設置のほうを新たに予算化しているところでございます。あとPRにつきましては、市報、またはホームページ等で広報をさせていただいております。その結果かなと、3月、2名の方から申請が

あったのは、その成果が出たのかなと感じております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。来年はこの農業使用料がどんと上がるような、そういう1年間の施策をしていただきたいと要望いたします。

以上で終わります。

○議長（太田重喜君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

今の関連ですけれども、今回、広報でしておられましたよね。今、2名の方から申し込みがあったということですが、そこにかかった費用というのは、大体幾らぐらいかかったんですか。それが1つ。

そして、あそこを使用しておられる方で、前の役所の職員の方もいらっしゃるわけなんです。そういう中で、私はもう本当に今回、前回3件の政策提言もありましたけれども、私は、今回この数字の計上はもうないんじゃないかなということで、少し期待をしていたわけなんですけれども、また今回計上されてありましたので、とりあえずそこら辺の、今回広報されるにかかった費用というものがどれぐらいなのか、とりあえずお答えいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、費用につきましては、広報を広報紙等でPRしておりますので、（「回覧板で回ってきたですよ」と呼ぶ者あり）回覧板等でしておりますので、費用については印刷代ぐらいですかね、消耗品費内ですので、ちょっとここで幾らかかったかというのはわかりませんが、看板灯設置につきましては、今年度予算のほうで計上させていただいておりますので、25年度の予算で計上をさせていただいておりますので、PR看板2枚で10万円を計上しております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

あれだけの広報をして、2名しか応募がなかったということについては、どうお考えです

か。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

まだ広報しまして日にちが余りたっていませんので、今後期待をしたいと思っております。以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、2節．林業使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これ、キャンプ場ですけれども、昨年も申しましたけれども、本当に年々年々使用料が減額してきている。このことについて、まず、率直な感想をお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

ちょっと古い資料はありませんけれども、直近では平成20年が299万円ぐらいございまして、それ以降、280万円、260万円、270万円ということで少し下がっておりました。ただ、平成24年度につきましては296万円ということで、大体300万円目標なんですけれども、そういうふうなことで上がってまいりました。といたしますのは、昨年のちょうど予算の審議の中で、もっとPRをなさいということで、相当御指摘を受けたところでございます。それで、金が余りかからないような、バイクの趣味の方の専門誌のような、キャンピング関係の雑誌とか、それから、佐世保あたりから来ていただきたいということで、その辺に少しPRをかけたところでございます。

それで、市内の方よりも県外の方の使用が少しふえておりますので、それともう1つは、ホームページをもっと見やすく、アクセスがするよにということで工夫をしております。といたしますのは、広川原キャンプ場とか嬉野市からの入りはなかなか難しいんですよ、キャンプ場というのは。それで、そういうキャンプサイトとか九州キャンプ場とか、そういうふうなところから、それから嬉野のホームページにアクセスが入るように設定の変更をいたしております。その関係で、しかもバリアフリーの写真を載せたりとか、今回はかなり工夫をしておりますので、その点で少し増加になっているように私は感じておりますけれども、ちょっと感想ですみませんが、以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

毎年、前年比減額計上なんですよね。本当にこれでいいのかなど。そのときに、いろんな言いわけ、理由を聞くんですけども、そのことが果たして、その言いわけの理由、そして、その改善されたところで、いい方向に行っているのかなという、なかなかそうではない。やっぱり投資対効果ということばかりは言えないかと思うんですけども、広川原キャンプ場については、今回の社会資本整備でも出ておりますけれども、かなり投資をしておられるわけですね。だから、やっぱり全部見合うだけのこととは言わなくても、ある程度投資対効果に見合う分の形、数字で示してほしいというのが私の率直なる意見なんですけれども、いかがですか。もう細かいことは余り言いません。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

広報とかにつきましては、もっとPRができるようにしてまいりたいと思いますし、今回、使用料につきましても、少し見直しをさせていただいております、一番いい時期の一番いいときに減免がぽんと入っていったりとか、そういうふうな状況でございましたので、若干使用料についても見直しをさせていただいておりますので、ことよりは少しなりとも使用料が増加するのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、1項、使用料、土木使用料、土木管理使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、ことし190万円、土木管理使用料として上げておられます。中身については、水路が1,100件で里道が30件ということなんですけれども、もう少しこのことについて詳しく御説明をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、25年度当初から、ようやく迷惑かけていた分につきまして取るというふうなことに、ようやくになりました。もう少し詳しい内容ということですけども、件数とかそういった分での内容ということでもよろしいでしょうか。（「徴収方法も含めて」と呼ぶ者あり）

まず、この申請件数につきましては、先ほど1,113件と30件というふうに申しております

たけれども、まず、これ以外に農業用につきましては、いわゆる免除の分については、これは徴収する分の今、件数となっておりますけれども、トータル的には占用申請につきましては、農地等の占用物件についてはもう取らないというふうになっておりますので、調査はしておりますけれども、これ以外に780件程度、免除の分の中身がございます。

それと、内容につきましては、主なものにつきましては、特に水路あたりにスラブ、コンクリートスラブ等々で、いわゆる小さな橋なんですけれども、そういったものが多うございまして、その分の平米の単価が大体230円というふうな形の中で、それぞれ上がってきてまして、このような金額というふうになってきております。

それから、徴収につきましては建設・新幹線課のほうで、条例にのっとりまして、新年度に入りましたら納付書を送付するというふうなことにしております。

以上です。（「230円、合わんな」と呼ぶ者あり）平米です。平方メートルの単価が230円です。（「平米単価」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これはほとんどもう個人ですかね。区とか、そういうものについては全くない。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

区あるいは班、班でよく水路の上にごみのステーション、ああいったものも当然カウントの中に入っておりますけれども、そういうものにつきましては免除というふうなことになっております。

以上です。（「じゃ、全部個人」と呼ぶ者あり）ほとんど個人です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

土木管理使用料、道路使用料について。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

64ページと65ページの中の道路使用料並びに住宅使用料をまとめてお尋ねをいたします。

どちらも、結局、収納状況ということでお尋ねをしたいんですが、現在未納ですよ。収納できていない状況がどうなのかということと、そういう案件に対してはどのようなふうな対策をとられているのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

道路占用料及び市営住宅ということの状況というふうなことですけれども、以前に、特に住宅使用料につきましては数年前に法的手段をとって、ある一定整理をしたところでございます。今現在、例えば、道路使用料につきましては、2万円、まず、取れていないというふうなものがございます。

それから、住宅使用料につきましては、24年度につきましては、今まだ進行中でございますので、実績としてした分の23年度と余り変わらないと思っておりますけれども、23年度の分の実績でよろしいでしょうか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）現年で32万4,000円未納というふうになっております。それから、過年度につきましては48万2,000円の未納ということになっております。

以上でございます。（「対策」と呼ぶ者あり）それから、対策につきましては、ちょうど当然通常のやり方での督促なりやっておりますけれども、25年度当初に、数年前にやったようなやり方、法的手段をとりますというふうな形で、新年度になりましたならば、そういった方法でしていきたいというふうに考えております。なお、個別の、例えば臨戸、そういったのもやっておりますけれども、なかなか会えないという部分ございますので、とりあえずは大きな、大口の方につきましては法的手段に訴えるというふうなこともまたとっていかねばならないというふうに考えております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか、もうよか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、67ページ、手数料、衛生手数料、清掃手数料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

資料をもらっておりますので、結構です。

○議長（太田重喜君）

これで第13款、使用料及び手数料について質疑を終わります。

次に、予算書68ページから73ページまで、第14款、国庫支出金について質疑を行います。

73ページ、3項、委託金、1目、総務費委託金、2節、戸籍住民基本台帳費委託金について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回から国から中長期在留者住居地届出等ということになっているわけですがけれども、このことについてちょっと詳しく、もう一遍御説明をしていただければと思います。と同時に、前年と比較したときに、約倍の金額になっておりますけれども、その2つをあわせて。

○議長（太田重喜君）

市民課長。

○市民課長（井上親司君）

お答えいたします。

これは昨年7月に外国人登録法が廃止されまして、同時に、住民基本台帳法の一部が改正されております。その関係で、従来ありました外国人登録原票から住民基本台帳のほうに、外国人の方の記録の方法が変わっております。このことに伴うことと、国から委託されております事務の一部が変更になりまして、平成24年度中に従来の外国人登録事務費から中長期在留者居住地登録事務費というふうに名称が変わったということになります。

金額が少ないといえますのは、昨年は、制度が変わるということで、7月までの概算で見積もっておりました。その関係で、通年では倍に近くなるということです。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで第14款、国庫支出金についての質疑を終わります。

次に、74ページから81ページまで、15款、県支出金について質疑を行います。

質疑の通告がないので、質疑を終わります。

予算書82ページから84ページまで、第16款、財産収入について質疑を行います。

1項、財産運用収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは、通告書を出しておりましたので、質問をさせていただきますけれども、まず、この中に368万3,000円の土地建物貸付収入というのがあるわけですが、昨年の9月に、ソフトバンクエナジーですかね——と、吉田にメガソーラーの発電の契約というものがなされていると思いますが、新聞報道では4月から稼働というふうな、当時発表がなされましたけれども、予算計上はなされていないわけですが、まず、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

吉田地区にございました市有地へのメガソーラー発電事業につきましては、事業者決定いたしましたS Bエナジー株式会社が現在実施に向けて動いております。九州電力との系統連携協議は終了いたしましたということでございますが、現在、そのほか事業着手までの最適な計画策定や手続にちょっと時間を要しているということでございます。そのようなことで、土地賃貸借契約につきましては、詳細についてはまだ協議を重ねているところで、いつから収

入が発生するのか未定の部分がございますので、歳入の計上は控えたところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

そしたら、契約の段階で補正に上がるのかどうかということだろうというふうに思うわけなんですけど、そのときのいわゆるここで条例があるわけですよ。嬉野市行政財産利用料条例というのがあるわけですが、この中の土地、建物、電柱等、あるいは清涼飲料水、自動販売機とか、いろいろあるわけですね。ここでいくと、土地の使用料が要するに評価額の100分の4ですかね、土地の場合、それで、建物の場合は100分の8を乗じた額というふうに条例の中ではなっているわけですが、先に新聞で、ありますよね、この60円というのが新聞報道なされているわけですよ。だから、そこら辺の基準というのが、その基準に沿った額で報道をされているのか、また、今後契約をするとすれば、そこら辺の条例でされるのかというのを確認だけとっておきたいんですが。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

60円の設定につきまして、今、議員が申された条例の定めに従って決めたかということにつきまして、全く申しわけありませんが、私はそこは確認しておりませんでした。ただ、公募をする際に、貸し付けにつきましては平米当たり60円ということで公募いたしましたので、実際この面積に60円を掛けますと、年間約150万円程度となるということで、相手方も承知で今回の支出となっていると思いますので、そのようなことで私どもも理解したいと思っております。

なお、土地の賃貸借期間につきましては、最大20年間でございます。ソフトバンクエナジーのほうも20年間の運転をそこでやりたいということでございますから、期間の設定につきましても、工事を着手してから20年間となれば、発電までの20年間に若干の差異も生じるということで、そこら辺を協議させていただきたいと。丸々20年してから契約解除という形になしたいというような考えで、今、協議を進めているところでございます。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

今回、私、予算に上がると思って考えていたんですが、これ上がっていなかったものであったんですが、先に金額のほうがあって、条例もあるわけですよ。ここら辺もう少し、そこら辺を踏まえながら、慎重にやっていただかないと、例えばそれが先走りになって、条例で、

後でこういうふうになっていたからといって、契約が流れるということもあるわけですよ。そこら辺、こういう財産の使用料条例等をしっかりと見ていただいて、その後でそういうふうな活動をやっていただきたいというふうに思います。慎重にやっていただきたいということだけ。

それと、これは最後の質問ですけれども、その中で減免措置というのがあるわけですよ。減免。ここに、条例の中にも減免の措置を、数字はここでは出ておりません。ですよ。使用料の減免、第4条にあります。この財産収入の中で、嬉野幼稚園からソフトバンクモバイルまであるわけですが、最後に、この中で減免されている物件がどれとどれなのかということだけお聞きをいたします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後3時51分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

土地建物の貸付収入の分でございます。ほかに減免という形で、減免している部分は今のところないかと思っております。

○議長（太田重喜君）

次に、1項、財産運用収入、利子及び配当金、利子について質疑の通告がっております。発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

後で資料をもう一遍、全部あわせていただきたいと思いますので、結構です。

○議長（太田重喜君）

これで第16款、財産収入について質疑を終わります。

次に、予算書85ページ、第17款、寄附金について質疑を行います。

寄附金、総務費寄附金、ふるさと応援寄附金について質疑の通告がありますので、質疑を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては今回50万円ということで計上をされております。その積算根拠と、そして、こういうものについてはあくまでも寄附金ですので、入るかどうかわからない金に対して、こういう50万円という数字を計上していいものかどうかと、私はこのことについては、当然

科目存置をしておいて、そして、最終的な数字を出ていくべきじゃないかなという気がいたすわけなんですけれども、そこら辺についていかがですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

このふるさと応援寄附金につきましては、平成20年度から開始されていると思います。あくまで任意ということでございますので、議員申されるとおり、幾ら見込まれるのかということは想定できません。したがって、平成20年度から23年度までは科目存置と申しますか、5万円の収入予算で計上してきた経緯がございます。その当時の質疑の中で、余りにも少ないのではないかと申すような御指摘もあったかと記憶しております。そのようなことで、平成20年度の実績が58万5,000円、21年度が38万円、22年度が43万円、そして23年度につきましては大口がございましたので、268万円、本年度は、24年度ですが、見込みとして173万5,000円というようなことございましたので、そこら辺を鑑みまして50万円の計上をさせていただいているところでございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もしそのことを私が指摘したということであれば、お許しいただきたいと思っておりますけれども、私は余り記憶がないわけなんですけれども、それはそれでいいです。このことについては、県のほうは今回コンビニ徴収ということを始められましたけれども、そのことについては検討されましたですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

コンビニでの納付ということで、これは私たちも承知しておりますし、御案内も来ておりますが、これを取り組もうかということについては課内での検討はいたしておりません。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

課内で検討しておりませんということですが、当然県がこういう形で取り組むようになったわけですので、やっぱりより少しでも多くの方から寄附金をいただくことを考えるならば、できるできないということは別にしても、とりあえずできる方法はないかということとで考えていくのが筋ではないかなという気がいたしますけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

今、御意見いただきましたので、できる方向がないかということを検討してまいりたいと思います。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで第17款、寄附金について質疑を終わります。

先ほどの田中議員の質問に対しての答弁について修正があるそうでございますので、財政課長、お願いします。

○財政課長（筒井 保君）

先ほどの、田中議員のほうから土地、建物の貸し付けの減免の分について、減免はございませんということで御答弁申し上げましたけれども、確かに嬉野消防署のところに、うちの元法務局の部分がございまして、そこにトレーニング用の鉄棒を消防署の方がつけていらっしゃいます。その分のエリアについて、うちのほうで減免をしているところでございまして、ほかにも再度調査しまして、詳細についてはお渡ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ありがとうございました。その点よろしくお願いします。

これで17款、寄附金について質疑を終わります。

次に、予算書86ページ、第18款、繰入金について質疑を行います。

質疑の通告がないので、質疑を終わります。

次に、予算書87ページ、第19款、繰越金について質疑を行います。

質疑の通告がないので、質疑を終わります。

次に、88ページから94ページ、20款、諸収入について質疑を行います。

1項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金、1節、延滞金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、いろいろ差しさわりが出てくる部分があるかと思っておりますので、後で担当課のほうでみっちり説明を聞きたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

次に、5項、雑入、1目、雑入、1節、雑入について質疑の通告があります。発言を許可いたします。辻浩一議員。

○1番（辻 浩一君）

ごみ有価物売払についてでございます。通告出しておりました分につきまして、資料の提

出をいただいておりますが、24年度の収入予定というのは、当初と何ら変わりなく、この700万円というのは入る見込みがあるかどうか、まず、お尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今のところ、入る見込みがございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

それで、25年度分の予想を立てていただいております。若干減額になっておるところは、売り払いの入札価格の下落だろうというふうに予想はしていたんですけども、新聞、雑誌、そして古布のほうが取扱量が減になっておりますけれども、この減になった要因を教えてくださいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

大体3カ月に1回ずつ、単価の入札を行っております。数量に対して、その月の前年並みからの今年度が大体どのくらい推移しているよという感じで、それで予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

それで、通告の2番目に出してございましたけれども、有価物の売り払いが23年度決算で1,000万円ちょっとだったと思います。24年度の当初予算が700万円、今回そういったことで減額にはなっているんですけども、取り扱いの人件費以上に、この売り払いの収入があるのであれば、もう少しPRをしながら、取扱量をふやしていくのも収入をふやす方法の一つじゃないかなということで、ちょっと質問しているんですけども、そこら辺のお考えはいかがですか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今、有価物はほとんど分別されて入ってきておる状況でございます。その選別に係る作業が幾らというのは、はっきり言って、今のところ分別費がどのくらいかかっているというの
はわかりません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

資料をもらいましたので、結構です。

○議長（太田重喜君）

これで第20款、諸収入について質疑を終わります。

次に、予算書95ページ、第21款、市債について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

市債、2目、臨時財政対策債、1節、臨時財政対策債についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

こういう形が出てくると、どうしても毎回言わざるを得ないという気がするんです。今回についても、臨財が7,676万円減額にはなっているとはいえ、約4億5,000万円計上をされております。合併特例債については3億7,680万円、15億円ということで計上がされてきております。当然、毎回これは申し上げることなんですけれども、臨財については100%見る、交付税で見る、合併特例債についても大体準じるような形であるということになっておりますけれども、先ほどの交付税のときの数字を見るように、交付税そのものが年々減額になってきている。そういうことの中で、100%数字が入っているとすれば、じゃ、ほかの分が削られている結果にしか相ならない。そして、今の臨財の状況を見たときに、私はこの臨財については、もう、このことが認可されたときから、これについては用心をということで嬉野町議会のときから申し上げてきた経緯があるわけです。国のまやかしに乗っちゃいかんと。事業としなきゃいけないことはわかるけれども、現に今の臨財、起債残高の40%を占める結果になってきているわけですね。これが合併特例債まで合わせたときには、最終的に今の臨財40%がもう50%超えるのは間近なんです。起債残高の半分以上を臨財が占める。前回申し上げましたけれども、この臨財を払うためにまた臨財を起こしていると、もう自転車操業を追い越してバイク操業になってきているんですよ。

おまけに、合併特例債についてもそう。今回、合併特例債の期限が延長になったばかりに、ほかの地方自治体においても、一気に駆け込み、特例債を起こしている。そうした場合に、国としては絶対対応できなくなるはずなんですよ、交付税で見るといっても。この状況

を、今、担当課として今回こういう形で起債されていますけれども、どのようにお考えですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

先ほど議員の御指摘のとおり、臨時財政対策債につきましては46億4,000万円、25年度末には累計がなっています。非常に40%以上の起債残高を臨財が占めるという形でございます。しかし、この臨時財政対策債につきましては、本来はこういう起債制度じゃなくて、交付税そのもので地方に交付していただく部分かと思えます。（「最初はそうだったけど、それがなくなってきたから、こういう形になったわけだから」と呼ぶ者あり）非常に国のほうも厳しいということでありまして、我々も、その交付税が入らないから、何らかの財源の収入を見込まなければならないという形で臨財を起しているわけなんですけれども、本来は臨財をなるべく満額借りずに、幾らかでも減額しながら借りるという方法もございまして、やはり財政需要がございまして、行政需要が多うございまして、やはり借りなければならないという状況に陥っているところでございます。

また、先ほど御指摘のとおり、臨財を返すのにまた臨財を借っていくという、非常に難しい部分でございます。やはり地方自治体と国との協議の中で、これ進めていかなければなどというふうに財政当局は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう本当にね、当初はそこまで心配することがなかったんですけども、やっぱり起債の分のがもう50%近くなってくると、やっぱり考えなきゃならないというふうに私は思うんですよ。まだまだ、今、臨財の残額の部分が残っているわけなんです。それプラスでまた臨財を起している。もうとどめもなく借金につながっていくんです。それがもう本当に、今、国がいつも言うように、100%保障ということで確定されていけば別なんですけれども、国は100%確定保障しているということを使うかもしれないけれども、現実、さっきから何回も言うように、交付税の今の姿を見たときには、そうではない。この二の舞が、私は合併特例債になってくるんじゃないかなという気がしてきているんですよ、今。全く私はこの合併特例債が、今の臨財と同じような形で進んでいく。やっぱり今課長がおっしゃるように、需要があるから借りるということもわかりはするんですけども、やっぱり入るをはかって出るを制す、このことをきっちり踏まえておかないと、もう財政破綻の道に向かってまっしぐら

らに進んでいくだけだと。かたくかたく行政運営というものはしていかなきゃならないんじゃないかなという気がしてならないわけなんです。市長、その点でどうお考えですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

もう随分以前でございますけれども、この臨財の導入されたときに、意見をいただいたこともあるわけでございますけれども、やはり国の方針によって、いわゆる地方交付税が以前のような、いわゆる判断で全て保障できないというふうなことで、これはもともと国の財源不足から来た臨時財政対策債ということでございますので、私どもとしては、当然100%使うということで、お答えをそのときしたと思います。当然国の補填があつてしかるべき財源だというふうに考えておりますので、状況はいろいろ変わってきますけれども、やはり合併特例債にしても、この臨時財政対策債にしても、これは国の責任で、やはり最後まで補填というか、責任をとってもらわなければならないと、そういう財源だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、市長が言われることは理解はするんですけども、まさに国におんぶにだっこであつて、国に責任の所在という、そこら辺を曖昧にしているだけだと。もう責任転嫁しているだけとしか、私は言いようがない。そこで、仮に嬉野市が財政破綻して潰れたときには、国がそこまで面倒見てくれますか。恐らくそのときには、そこまでは面倒見ないと思うんですよ。

夕張市だってそうでしょう。夕張市も結局、起債等の問題、あるいは一借の問題で、先ほどは名前を出さなかったんですけども、一借の問題、そのぐるぐるめぐり、堂々めぐりでああいうふうな形になったわけなんですね。だから、いつ、今のところは県下の中でも何とかまああの位置を占めていても、いつどうなるかわからない。私は今後について、厳しい状況かもしれないけれども、もう少しそこら辺の起債ということについては、今の交付税の状況を見る限り、慎重な対応をしていただきたいということだけを改めて要望しておきたいと思います。

終わります。

○議長（太田重喜君）

次に、1項. 市債、3目. 合併特例債、1節. 合併特例債について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

もういいです。今言いましたから。今一緒に言いましたから、いいです。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、1項、市債、4目、消防債について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

すみません、休憩前に単純な質問を。

この消防債の廃目の理由だけ教えていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

消防債につきまして、昨年度は住民税を500円上げた部分での防災減債事業を起こしたわけなんです。内容につきましては、備蓄倉庫とか、そういう部分でございましたけれども、この減債防災事業の起債の国の総枠がございまして、今年度はもう特に枠がございませんでしたので、その部分にのる消防債は事業そのものがないもので、廃目という形をとっているところでございます。今のところ、昨年度までは合併特例債を利用しながら積載車とか、そういう部分の購入を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、今度補正に出ている臨時交付金、防災減債関係の交付金事業とかが出るから、これを廃目にしたということではないわけですね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

今回、24年度の国の経済対策の補正予算で上がっております減債防災事業につきましては、一般単独事業、市町村が起こす事業でございまして、その部分について住民税の500円の分を償還に充てるという形ではございませんので、ただ起債を起こせるという形で、今年度交付税措置がございましてよという部分でございます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。これで21款、市債について質疑を終わります。

これで歳入予算全部の質疑を終わります。

ここで15分間休憩をとり、16時25分から再開したいと思います。

午後 4 時13分 休憩

午後 4 時25分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き議案審議の議事を続けます。

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめ18時まで延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を18時まで延長することに決定いたしました。

それでは、議案質疑の議事を続けます。

事項別明細書、歳出について質疑を行います。

歳入歳出予算事項別明細書、歳出97ページから99ページまで、第1款、議会費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出100ページから133ページまで、第2款、総務費、218ページから222ページ、9款、消防費、251ページから272ページについて、教育費、4項、社会教育費から5項、保健体育費について質疑を行います。

101ページ、1項、総務管理費、1目、一般管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。8節、報償費について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

この分については通告をしておりましたけれども、後で担当課のほうにみっちりとお尋ねしたいと思いますので、一応取り下げます。

○議長（太田重喜君）

9節、旅費について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

全部です。8、9、10、13。

○議長（太田重喜君）

9、10、13ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

15節、工事請負費。西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

工事請負費の空き家条例について、まず質問したいと思います。

条例についてちょっと触れますけれども、今回、15節につきましては、1月1日から施行された嬉野市空き家等の適正管理に関する条例に当たって今回取り組まれるというふうなことですけれども、工事請負費100万円を計上されております。説明をこの間担当課言っていたかもしれませんが、空き家の建物の危険な箇所については65軒と、そしてまた特に危険な老朽空き家は5軒あるというようなことで説明を受けましたけれども、今回関連して65軒、70軒のうち、これの条例に抵触する、条例の定義2条の2項にア、イ、ウとありますけれども、どれに抵触するのかということをお尋ねしたいと思います。まず老朽化もしくは台風等の自然災害により建物そのほかの工作物が倒壊し、または当該建物そのほかの工作物に用いられた建築資材等が飛散することにより、人の生命、身体または財産に害を及ぼすおそれのある状態は何軒ぐらいあるのか。

そしてまた、イですけれども、不特定の者に空き家等に侵入され、犯罪または火災等を誘発するおそれのある状態は何軒ぐらいあるのか。

そしてまた、ウですけれども、空き家等に動植物、昆虫等が繁殖し、周囲の生活環境の保全に著しく支障を及ぼすおそれがある状態は、この70軒のうち何軒ずつ適用するのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

今、御質問をいただいております特に危険な空き家と言われる空き家が65軒ということはもう御承知のとおりでございますけれども、その中で、ア、イ、ウに該当するのは何軒ずつかということでございますけれども、建築士とともに調査はいたしておりますけれども、このア、イ、ウにそれぞれ該当する軒数がどれくらいかという把握はいたしておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

それでは今回100万円の工事費ですけれども、最終的には行政代執行というような形と捉えていきますけれども、この100万円の予算につきましては、軒数的に何軒、軒数として上げておられるのか。そしてまた、この100万円の中で建物等の除去というふうなことで伺っておりますけれども、これは解体料も含むのかどうか、その点まずお尋ねします。

それとあわせて、廃材等の運搬及び処理についても含めるのかどうか、そのあたりをまず説明いただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えします。

今回、100万円の工事請負費をお願いしておりますのは、基本的にはまず1軒分ということで計上させていただいております。

それで、この中で要するに、除却をするかどうかというふうな判断はこれからの対応の仕方によっても変わってまいりますし、まず基本的な考え方として寄附ができるのかどうかというのが一つあります。寄附を受けた場合には当然行政として除却をするというふうなことになると思います。

次に、どうしても交渉がうまくいかずに物別れになりさらに危険な状態ということであれば、やはりもういわゆる命令あたりまで下しまして、その後の動きがなかった場合には要するに、もう行政代執行というふうなことになっていくのだろうというふうに考えております。この工事請負費に限っての運搬費ということでございますので、当然100万円の中には市が責任持って除却をするということになれば、こういったところまで含まれた額でやっていかななくてはならないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今回予算では1軒分と言わしたけれども、どこの、嬉野地区なのか塩田地区に該当をするのか。そしてまた、この条例におきましては、最高50万円が予算計上されておりますね、50万円を限度として支援をするというようなことですがけれども、その50万円に値するものはどういうふうなところに値するのか、最高50万円まで見るというふうなことですがけれども、軒数的にそこのあたりを捉えて計上されておるのか、その点お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

以上の質問はほかの議員さん方も数名提出をなさっておりますけれども、その中にやはり何というんですかね、助成の問題いわゆる補助金の負担金がありますけれども、まずその考え方としまして、条例に基づきますけれども、助言指導の対象となった空き家の所有者ですね、この方が除却をしようとする場合に条件によっては50万円を限度として除却費の2分の1を補助することができると、最大50万円までというふうなことになります。この補助の考え方はもう御承知と思っておりますけれども、月額換算でいわゆる市営住宅の入居条件というの

がありまして月額15万8,000円というようなものが決まっておりますので、これを超えない世帯については助成ができるというふうなことになるかと思えます。

それと、あと地区についてはどうかというふうな質問でございますけれども、今この対象となりますのは、要するに、今危険な空き家として報告をいたしております5軒ですね、この中が特に緊急性があるというふうなところで、塩田地区に2軒、嬉野地区に3軒ございますけれども、この中で今後交渉を重ねながら対応をしていくことになるかというふうにご考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

西村議員の質問で大体わかりました。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

この件に関しては取り下げます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

はい、以下同文です。

○議長（太田重喜君）

負担金、補助金及び交付金について。辻浩一議員。

○1番（辻 浩一君）

私も大体わかりましたので、取り下げます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

佐賀県西部地区空き家対策協議会、協議会の内容とか構成員ですか、内容を教えてください。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

佐賀県西部地区空き家対策協議会でございますけれども、実はこの協議会は今度新しくこういう名称でできることとなりますけれども、以前この条例を作成する段階で、協力協議ということで杵藤地区、それに伊万里市の4市4町、いわゆる8市町で協議会をつくってこの条例を作成したところでございます。この地区で4市4町で構成されたこの協議が正式に佐賀県西部地区空き家対策協議会という名称で今回設置をされました。何をやるかということですが、要するに、今後、行政指導とか行政処分の具体的な手続について意見交換をやっていくと、しかも実際に行政指導を行っている自治体に先進地の視察などもしていこうと、そして我が町でそういうのを生かしていこうというふうなことで、こういう協議会が設置をされたところでございます。事務局は今武雄市が行ってもらっております。それにことし負担金、補助金として10万円お願いをするということになりましたので、そういうことで説明に変えたいと思います。（「構成は」と呼ぶ者あり）方向性。（「いや、メンバー」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

まず、伊万里市、それに武雄市、鹿島市、嬉野市、それで、あと江北、大町、白石、太良町、以上の8市町でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。あともうよか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

次、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

私、条例をこれ制定するときに、審議会をつくったほうがいいんじゃないかというふうな質問をいたしました。あくまでも庁舎内でそれはやるからということであえて審議会等をつくらずもいいというふうなことだったんですが、この協議会の、今回つくられたことが、いわゆるいざ代執行をやろうというときの、要するに協議といいますか、そういった意味も含めての協議会なのか、全くそれとは別に他自治体の案件等を勉強するための協議会なのか、そこら辺お願いいたします。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

今回この協議会ができましたのには、先ほど私が説明をしましたように、いわゆる先進地あたりの事例を見たり、行政指導の仕方を研究していこうというふうな協議会でございます

て、私どもが行政代執行をやるためにこの協議会と一緒に協議をしていくというふうなことはございません。

以上です。（「そういうことじゃないと」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

その全般的にわたってですけれども、結局、職員研修の、全般にわたって今回ほとんどの部分が減額されておりますけれども、そこら辺の理由だけ御説明をいただけますか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

13節、19節に、要するに職員研修に対する項目がございますけれども、委託料については少ない経費で効果を上げるために、外部からの講師を招いて実施する研修あたりの回数を今回削減いたしております。内部講師とか県内の研修への参加を今後どんどん予定をしております、例えば、町村会主催だとか、市町村振興協会、あるいは杵藤地区広域市町村圏組合、市町村共済組合や佐賀県、こういった研修も40回ほどございます。平成24年度につきましては、組織内での研修もかなり行っておりますので、合計52回ほどの研修会がございました。それで、こうした研修の参加でできるだけ経費のかからない研修参加で経費の削減を図ってこうというふうなところも考えたところの今回の減額でございます。負担金等につきましては、実績等に合わせ中央研修あたりの参加数の削減あたりも伴っておりますので、今回減額になったということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

実は、私、今回の予算を見ましたときに、この研修費という科目がほとんど減額になっている中で、やっぱりこれは大型工事等が出てきて、そのしわ寄せが出てきているのかなということで非常に心配をしたんですよ。逆にやぶ蛇になって職員の研修がなくなってしまうと、嬉野市のあるべき姿、行政について考え方等がもう後退してしまうということを心配したもんですから、今回こういう形で質問を出しているわけなんですけれども、中身、手法を変えたということで理解をしいいわけですね、やり方を。その研修そのものについては今後今までどおり継続的にやっていくと、今まで高額にかかっていたのもできるだけ経費が少なく済むような形で研修を進めていくということで理解をしいいんですね、確認だけしておき

ます。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えします。

今議員が御発言をされたとおりでございます。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、103ページ、文書広報費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。報酬について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは担当課に後で聞きに行きますので、取り下げます。

○議長（太田重喜君）

104ページ、財産管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可します。

委託料について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それもさっきのとおりです。

○議長（太田重喜君）

14節、使用料及び賃借料について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

同じです。

○議長（太田重喜君）

会計管理費について、委託料について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

本当にこうして通告書を出しながらしないというのはおかしいかもしれませんが、とりあえず後で担当課のほうでじっくりとお聞きをしたいと思いますので、この場においては担当課の方に申しわけございますけれども、期待をされておるとは思いますけれども、ここで取り下げさせていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

14節、使用料及び賃借料について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それも同じです。

○議長（太田重喜君）

5目、財産管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

報償費について。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

この放置自動車判定委員会のことですが、今現在、金属価格が高騰していますので、以前ほど放置自動車というのではないと思うんですが、去年も含めてですね、ここ数年のこういう放置自動車の状況、ここら辺はどういうふうになっているのか。また、この判定委員会は昨年は開催されたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

これの判定委員会の開催でございますけれども、近年は行っていない状況でございます。

また、放置自動車につきましては、そういう事例が、最終で申しますと、旧嬉野町時代に平成14年に開催されたのが最後で、それ以降は開催された実績もございませんし、そういう公共の場に放置自動車があったという例もございません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。そしたらもう、こここのところ、この判定委員会を開くような状況にはないということですね。ただ、今後、経済状況でどういうふうになるかわかりませんが、今のところ車の引き取りに関しては逆にお金をもらうような、そういうところまでいっていますけど、今度、以前みたいに引き取り料が物すごく上がったときには、こういった部分もまた出てくるという部分も危惧されますので、そこら辺についての監視に関してはしっかりと対応していただきたいと思います。

以上、いいです。

○議長（太田重喜君）

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）需用費について（「引き続き、すみません。同じところの節のところまで」と呼ぶ者あり）はい。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、もうこれは簡単な質問です。嘱託職員の5人が上がっていますが、この業務内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

嘱託職員の5名の内訳でございますけれども、まず登記をうちの嘱託職員で行っております。登記関係の職員が2名と、それからマイクロバスの運転手が2名、あと公園管理に1名で5名の分でございます。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「以上でいいです」と呼ぶ者あり）

次に、11節、需用費について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それも取り下げます。

○議長（太田重喜君）

13節、委託料について。園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

PCB廃棄物処理業務の内容、どういうものでしょうか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

うちのほうでPCBを保管している部分につきましては、高濃度のPCBが入っているコンデンサー等がございますけれども、これが757.91キログラムございます。容器も含めましてのお話でございます。また、低濃度のPCBが入った容器は490キログラムございます。高濃度のPCBの処理につきましては、うちが保管する分をジェスコという業者に処理委託をいたしまして、これを北九州にございます処理施設のほうで処理をしていただくという形になっております。この処理料金につきましては、全国一律の料金でキロ当たり2万9,000円という額が提示されております。

それから、あと運搬でございますけれども、この運搬につきましても指定の運送業者しかこれはPCBを搬送できないという状況になっておるところでございます。また、低濃度につきましては、このジェスコには委託はできない部分でございます。低濃度の部分の処理をしていただく施設のほうにお願いするという形になっております。低濃度の部分につきましては処理料金が現在約72万円程度を見込んでございます。それから運搬費用につきましても18万9,000円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

久しぶりにPCBと聞くんですけど、この廃棄物は低濃度、高濃度と聞きましたけど、どういところから出たものですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

まず高濃度のPCBが入っている容器につきましては、蛍光灯等とかございます、その中のコンデンサー等がございます。今現在はもうほとんど何も入っていないんですけども、当時PCBが問題になりました当時の分の製品がございましたので、その分のPCBを鍵をかけて保管している部分でございます。

低濃度のPCBにつきましては、今回、市の体育館を改修した時点でそのPCBを含む変圧器がございましたので、その分も保管しているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

最後になりますけど、じゃ、長年ずっと保管管理していたということですか。いつぐらいから。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

いつごろからというのはちょっと私、今手元に持っていませんけれども、当時カネミ油症の問題が出ましたPCBの問題でございますので、それ以降国のほうから指針が出てPCBの除去を命じられたと思います。長年にわたって保管していたわけです。この処理費用につきましてはかなりの金額がかさむもので、うちのほうでも全国市長会とか、そういう形で補助が受けられないだろうかということではいろんな手だてを行ってございましたけれども、なかなか補助の対象にならないという状況でございまして、ずっと鍵をかけて保管してきたわけなんですけれども、もう期日が迫ってまいりましたので、今回PCBの処理を行うという形に持っていったところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

PCBについてはわかりました。余り取り下げるのもどうかと思いますので、集中管理シ

エアのリース料の削除の要因だけ。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

集中管理シェアにつきましてはリースで賄っていたわけなんですけれども、リースが切れまして取得という形をとりましたので、リース料は計上していないところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

14節. 使用料及び賃借料について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今それば言ったでしょう。

○議長（太田重喜君）

さっき委託料とば聞きよったけん、園田議員のときに。

○17番（山口 要君）

そいじゃ、14節のことを今答弁ありましたか。

○議長（太田重喜君）

それでは、15節. 工事請負費について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

この分の詳細について御説明をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

今回、庁舎の改修費でございますけれども、まず防犯カメラの未設置の課がございます。数で申しますと、8課ございます、嬉野庁舎、塩田庁舎を合わせて。それで今回は防犯カメラと録音もできるようなシステムを設置したいということで工事請負費のほうに計上しているところでございます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、18節. 備品購入費について。山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

すみません、これ私、節で18で備品購入に出していますけど、質問内容は庁舎改修の内容と聞いておりますので、今の15の工事請負費のところなんですけど、今内容を聞きましたので、わかりました。取り下げます。

○議長（太田重喜君）

25節、積立金について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これ私も補正ちょっと見落としたんですけれども、県の補助金の分、減債、農集と公共下水道の分が昨年度は科目存置で今回計上されたわけなんですけれども、当然こういう形になるのが本当だと思いますけれども、去年の場合はどうだったんですかね。後で補正出たのかな。それ見損なっておるとぼってん。今度かな。（「今回の補正で出ております」と呼ぶ者あり）今度の補正で上がとった。3月じゃなかった。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

集落排水と公共下水道の前年度の事業費に対する基金の積み立ての分で県補助金でございますけれども、今回3月補正で組み上げているところでございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、昨年のことを持ち出してあれですけれども、昨年度は科目存置でして最終的3月補正で出された、今年度は当初予算に計上された、そこら辺の違いというのはどういうふうにとめたらいいんですかね。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後4時55分 休憩

午後4時56分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

減債基金についてお答えいたしますけれども、議員おっしゃるとおりに、去年は科目存置で公共下水道については1.5%、それから、農集にしては7.5%をそれぞれ科目存置しておりましたけれども、それから県の検討事項によりまして、何年か忘れましてけれども、あと5年程度でゼロに持っていくということで、市町村の要望もありましたことですし、あと5年ぐらいはそのよう交付金を交付すると、減債金積み立てるための交付金を交付するというふうになっております。この資料はちょっと持ってきておりませんけれども、そういったことで記憶をしております。それとあと5年ぐらいで20%ずつ下げて（「それはわかって、そ

のぐらいのことは理解しているんですよ」と呼ぶ者あり) はい。(「ちょっと暫時休憩求めていいですか」と呼ぶ者あり)

○議長(太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後4時57分 休憩

午後4時58分 再開

○議長(太田重喜君)

再開します。

環境下水道課長。

○環境下水道課長(土田辰良君)

すみません、お答えいたします。

去年は科目存置で、24年は科目存置でございました。それで、去年の5月から始まって、去年の12月の終わりごろ県の方向が出まして、それで今度の3月補正に収入のほうは上げております。それで25年度はもうわかっておりましたので、今こっちのほうに収入のほうは上げております。

以上でございます。

○議長(太田重喜君)

山口要議員。

○17番(山口 要君)

たしか私は昨年、これが何で科目存置なのかということで聞いた経緯があるような気がするんですよ。それはやっぱり県が後からそこら辺をきちんと認可したから、今回はこういう形で計上したということで理解をしいいんですかね。

○議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(土田辰良君)

今、議員御指摘のとおりでございます。一応さっきも言いましたように、去年はまだ県の事業の見直しにかかっておりましたので、先ほど言いましたように、去年の12月に方向が決まりまして24年度は3月補正、25年度はもう決まっておりましたから、そのまま計上しておるところでございます。

以上です。(「はい、いいですもう」と呼ぶ者あり)

○議長(太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ちょっとページ飛びますけど、126ページ、選挙費について進めていきたいと思っております。

13節. 委託料。山口要議員。（「え、どこかな」と呼ぶ者あり）選挙費です。126ページ、選挙費から行きます。126ページ、選挙費、委託料。山口要議員。

○17番（山口 要君）

ここで13節. 委託料で出しておりますけれども、実は気になった分がありまして、選挙の看板について、これが私、去る畑で見かけたんですけれども、そういう看板等が今最終的に処分というのはどういう形でなっているのか、そこら辺だけをちょっと確認をしておきたいと思えます。田んぼの中に、実は町議会か市議会かわかりませんが、そこら辺の看板が使ったのを見受けたもんですから、ちょっと気になってお尋ねしているわけなんです。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

選挙の掲示物につきましては、当市におきましては、従来ベニヤ板でまだやっております。その設置についても撤去についても全て業者にお任せをいたしておりますので、業者のほうで撤去作業はしているということで考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、もう委託して、あとは業者のほうでどうでも使っていいということですか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えします。

どこでも使っていいというか、ベニヤ板でお願いをしているわけですから、設置についても撤去についても全て委託料でお願いをしておりますして、撤去作業までお願いをしたということになっておりますので、あと業者の方がどういうふうに使われるかということになりますけれども、そういうふうなことでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

看板なんか畑なんか、そういうのがあると非常に見づらいというんですか、やっぱり一応そのような看板については、そういう委託契約される中で、その処分についてもきちっ

とした形で委託契約を結んでいただきたいということだけを要望しておきます。いいです、後は。

○議長（太田重喜君）

答えは。（「答えはいいです、もう」と呼ぶ者あり）

それでは次に、219ページ、消防費を行いたいと思います。ちょっと飛び飛びになりますけど、すみません。

消防費、消防施設費で田中政司議員。

○11番（田中政司君）

急に飛びましたので。実は今回、消防費の施設費の中で、防火水槽の工事請負費というのがないわけですね。ここら辺が毎年防火水槽の工事がありますので、先般の一般質問でも有蓋の防火水槽が非常に効力があるというふうなことであったわけですが、今回なぜここが防火水槽が工事請負費、計上されていないのかをお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

この防火水槽の設置につきましては、地元の要望に応じて今のところ設置をしているところがございます、この要望のあり方としては行政嘱託員の皆さんに一応要望をお聞きしまして次年度の要望箇所ないかということで今お願いをしているところがございます。去年は要望箇所がないというふうなことで今回予算措置を行ってはおりません。ただ、1カ所ですね、委員会の中ではこの説明を申し上げませんでしたけれども、今寺区のほうから昨年8月に御相談がございましたけれども、これは要するに、新幹線の境界線に今かかる箇所として、そこに設置はとてもしゃないけど無理だということで見送っております。それで今その場所がえあたりも含めまして鉄道運輸機構あたりとの調整をしているところがございます、基本的にはそのほかは要望が上がってこなかったと、そのために予算措置ができなかったということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

地元の要望がなかったからということなのですが、いわゆるその地区地区においては、例えば、消火栓、水道管の消火栓等があるからということで嘱託員さん等は安心しておられるようなところがあるかと思いますが、話を聞くとところによれば、やはり消火栓ではなかなか消しとめられないというか、そういうところがあるんですね。やはりこの有蓋な40トンと

かそういうところでやって、それで本管から、いわゆる補給ができるというような体制をとっておけばかなり有効だというふうな話を聞いております。そういう中で、やはり総務課として、そこら辺の、ここにはあったほうがいいんじゃないかとか、この地区は非常に今戸数がふえているから、やはりここにはそういった防火水槽等の設置が必要じゃないかという検討をやはり進めるべきだろうというふうに思うわけですよ。単なる地区から要望があったから防火水槽をつくる、なかったからつくらないということじゃなくて、やはり計画の中でやっぱりある程度のスパンを、財政計画があるわけですから、その中でやはり防火水槽をどこどこに何年ぐらいをかけてつくっていくというぐらいのやはり計画はつくるべきだと思いますけど、なければぜひそこら辺要望しておきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

実は先般の委員会の中でも要望箇所がないということで、議員の皆さんからもっと積極的に要望箇所をふやすように働きかけをせろというふうなことを言われております。今後、行政嘱託員さんをお願いをして上がらなかったというふうな現状を見まして、今後、今おっしゃいますように、地域の中には住宅密集地あたりがふえてきたというふうなことも含めまして、もう一度消防の幹部会あたりにでも投げかけて、本当に必要ないのかというふうなことを再確認しながら進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、同じく消防施設費で委託料。辻浩一議員。

○1番（辻 浩一君）

これ消火栓等水利表示ということは、看板及び道路に表示してあるところも含むものなのか、まずお尋ねを申し上げます。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

消火栓の表示につきましては、要するに、防火水槽をいけておりますけれども、その分とか、あるいは消火栓がございますので、そこに車あたりが上にとまらないように黄色のマーカーで表示をする分の業務でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻浩一議員。

○1番（辻 浩一君）

それで、24年とことし全く同じ額が提示されておりますけれども、これは毎年計画があって、それに基づいた同じ箇所をやっていくのでしょうか、まずそれをお尋ね申し上げます。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

額につきましては毎年同じ額を要望いたしておりますけれども、大概こういうふうな額でできるというふうなことでその額をお願いしております。場所につきましては、現在、嬉野地区なんですけれども、地区を中心に大体、地区回りで行っております。本年、24年度は湯野地区と内野山地区を施工しようというふうな計画がございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

地区回しということで理解いたしましたけれども、ただ、それ地区以外のところで道路に直接表示してある部分がかかなりとれかけて、昼間の部分は何も問題ないと思いますけれども、夜間出動したときに、地元の消防団は十分わかると思いますけれども、よその地区の消防団はなかなかわかりにくいんじゃないかなというところもあると思うんですよ。そういった場合に地区から要望があったとき、それには対応されるのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えします。

現在、地区回しで行っているというふうな答弁もしましたけれども、どうしても緊急性があるような場所は、やはり先に手がけていかななくてはならないだろうと思いますので、要望あたりがあったら、当然そのようなことで進めていきたいと思っておりますし、今、何年か前からですかね、消防署あたりともちょっと協議を進めながら、消防署の職員の方が現地を回ったりされるときに、要するに、こういったところがあるよというふうなことの助言あたりもいただいておりますので、そういったところでは今後やっぱり早急に手をつけなくてはならないところから、そこら辺も含めて実施ができればというふうに考えます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、消防費で防災行政無線費、委託料。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

この分については、ちょっと委託料で上げておりますけれども、説明書のその1のところに書いてありましたけれども、各行政区での放送も可能となるシステムの構築というのがありますけど、各行政区でどのような形で配信するのか、その行政区の公民館とか、そういうところが指定されるのかどうか、その辺の対応と、それから、聴覚障害者の対策として文字表示機能付きの防災行政無線機を導入するというふうに書いてありますが、この対象者というのはどういった基準で、本市においては何台程度を想定されているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

まず、防災行政無線による行政区での放送ということでございますけれども、これは既に塩田地区では取り組みも行われております。新しい防災行政無線でも同様にこのような行政区内の放送が可能になるように整備を進めているところでございます。これまでの放送は、放送用機器があるところまで出向いて放送する必要がございましたけれども、新しいシステムになりますと、行政嘱託員の方について電話番号を登録していただきます。この電話番号を登録して、その番号から放送が可能となるような仕様となっております。

それと、文字表示の機能つき個別受信機でございますけれども、音声の情報を入手できない難聴の方がいらっしゃいますので、その方向けに、いわゆる配備をするということになりますけれども、この対象者としましては、聴覚障害の等級2級以上の方を対象に配備を予定いたしております。今、福祉部署あたりに調査をしましたところ、現在32世帯ぐらいのそういうふうな世帯がございますというふうなところで、そういったところの方々に対しまして、この文字表示の機能つき戸別受信機を進めていきたい、また設置をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

すみません、私も知りませんでしたけど、そしたら塩田地区でも現在そういう行政区ごとで行われているということで、そしたら、今ある対応というのも電話で区長さんのところを登録してやっているということでしょうか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えします。

現在、塩田地区で行われておりますのは、その電話番号ば登録してというふうなことではないというふうに思います。新しいシステムに限っては電話番号を登録してそのシステムに組み込みを行います、登録をすれば組み込まれますので、そしたら放送エリアが選定をされて、その地区に放送ができるというふうな仕組みになります。現在、塩田地区に限っては、私もちょっとどういうふうに今やられているかわかりませんが、各地区の公民館に放送の設備があるのかどうかはちょっと具体的に調査はいたしておりませんが、今各地区では放送がよく流れておりますので、よく耳にいたします。そういうことでございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

すみません、何か前後して申しわけないんですけど。そしたら、さっきのその分はわかりました。聴覚障害者対策としての戸別受信機というのは、聴覚障害者というふうにそういう仕切っておりますけれども、ひとり暮らしの高齢者等の方も耳の遠い方というのは結構いらっしゃると思うんですね。そういうことで配慮というのを考えたときに、この表示付きの戸別受信機というのは相当高価なもの、通常つけるやつに比べて相当高価なものなのかどうか、ここら辺の、そんなに開きがなければ、もうこういう部分で表示ができるような受信機を導入したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、相当金額的に開きがあれば予算的な問題もあるでしょうから難しいんですけど、今後ひとり暮らしの高齢者の方というのは当然ふえていくわけですので、そこら辺の対応ができないのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

基本的には障害をお持ちの方という部分に限定をさせて取り組みを行いたいというふうに考えております。中にはある程度の、高齢になられましてなかなか耳がですね、手帳なんかを持たずに耳が遠い方もいらっしゃる方もおられるとは思いますが、そこまでの把握をちょっと私どももできませんので、とりあえずはそういうふうに本当に難聴だということで、両耳が恐らくかなりもう聞こえないというふうな方に限っては、そういうふうな取り組みをしていきたいと思っております。

あとその機器についての価格は、今ちょっと資料をここ手元に持ちませんが、やっぱり通常の戸別受信機に比べれば若干の値が張るのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時18分 延会